

平成 2 9 年 第 4 回

芦北町議会 9 月 定例会 会議録

開会 平成 2 9 年 9 月 4 日

閉会 平成 2 9 年 9 月 1 5 日



熊本県芦北町議会

平成29年第4回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・4	月	(開 会) 本会議 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 陳情・議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 平成28年度芦北町一般会計決算(歳入)の連合 審査会
5	火	本会議 一般質問
6	水	委員会審査 総 務(企画財政課、税務課、議会事務局) 文教厚生(生涯学習課、住民生活課)
7	木	委員会審査 総 務(田浦基幹支所、総務課、会計室) 建設経済(現地調査、建設課、上下水道課)
8	金	委員会審査 建設経済(商工観光課、農業委員会事務局、農林水産課) 文教厚生(教育課、福祉課)
9	土	休 日
10	日	休 日
11	月	休 会(議事整理)
12	火	休 会(議事整理)
13	水	休 会(議事整理)
14	木	休 会(議事整理)
15	金	本会議 陳情・議案審議(委員長報告) 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 (閉 会)

目 次

第1号（9月4日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	11
第1 会議録署名議員の指名	11
第2 会期の決定について	11
第3 諸報告	11
議長諸般の報告	11
行政報告	11
第4 町長の提案理由説明	11
第5 陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する 陳情について	12
第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	12
第7 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	13
第8 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価結果の報告について	15
（一括議題＝日程第9から日程第17まで）	
第9 認定第1号 平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定につい て	16
第10 認定第2号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	16
第11 認定第3号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	16
第12 認定第4号 平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	16
第13 認定第5号 平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	16
第14 認定第6号 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の	

	認定について	16
第15 認定第7号	平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	16
第16 認定第8号	平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	17
第17 議案第28号	平成28年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の 認定について	17
第18 議案第29号	平成29年度芦北町一般会計補正予算（第3号）	17
第19 議案第30号	平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	22
第20 議案第31号	平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1号）	23
第21 議案第32号	芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について	25
第22 議案第33号	芦北町企業立地の促進等による地域における産業集積の 形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基 づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	26
第23 議案第34号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて	27
第24 議案第35号	芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制 定について	27
第25 議案第36号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及 び規約の一部変更について	28
第26 議案第37号	工事請負契約の締結について	29
第27 議案第38号	工事請負契約の締結について	30
第28 発委第1号	芦北町議会基本条例の制定について	31
7 散 会		32

第2号（9月5日）	頁
1 議事日程	35
2 出席議員氏名	35
3 欠席議員氏名	35

4	説明のため出席した者の職氏名	35
5	事務局職員出席者	36
6	開会 開議	40
	第1 一般質問	40
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	40
	○竹崎町長答弁	41
	○竹浦教育長答弁	41
	○櫻井福祉課長答弁	42
	○一丸企画財政課長答弁	42
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	42
	○竹崎町長答弁	43
	(3) 坂本登議員第3回目一般質問	43
	○竹崎町長答弁	44
	(4) 坂本登議員第4回目一般質問	45
	○櫻井福祉課長答弁	46
	(5) 坂本登議員第5回目一般質問	46
	○竹崎町長答弁	47
	(6) 坂本登議員第6回目一般質問	47
	○竹崎町長答弁	48
	○一丸企画財政課長答弁	48
	(7) 坂本登議員第7回目一般質問	49
	○一丸企画財政課長答弁	49
	(8) 坂本登議員第8回目一般質問	50
	○一丸企画財政課長答弁	50
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	50
	○竹崎町長答弁	52
	○福田農林水産長答弁	53
	○竹浦教育長答弁	53
	○宮下生涯学習課長答弁	54
	(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	55
	○竹崎町長答弁	56
	(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	57
	○竹崎町長答弁	57
	(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	58

○竹崎町長答弁	59
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	59
○竹浦教育長答弁	60
○宮下生涯学習課長答弁	60
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	61
○宮下生涯学習課長答弁	61
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	61
7 散 会	62

第3号（9月15日）

1 議事日程	65
2 出席議員氏名	66
3 欠席議員氏名	66
4 説明のため出席した者の職氏名	66
5 事務局職員出席者	66
6 開 議	68

（一括議題＝第1から第9まで）

第1 認定第1号	平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	68
第2 認定第2号	平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第3 認定第3号	平成28年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第4 認定第4号	平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第5 認定第5号	平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第6 認定第6号	平成28年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第7 認定第7号	平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第8 認定第8号	平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	68
第9 議案第28号	平成28年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の	

	認定について	68
第10	陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する 陳情について	85
第11	議員派遣の件	86
	(一括議題＝第12から第15まで)	
第12	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	86
第13	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	86
第14	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	86
第15	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	86
	追加日程	
第1	発議第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書(案)」について ..	87
7	閉 会	88

平成29年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月4日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 行政報告
- 第 4 町長の提案理由説明
- 第 5 陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
- 第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度芦北町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 8 報告第 5 号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について
(一括議題＝日程第9から日程第17まで)
- 第 9 認定第 1 号 平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 2 号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 3 号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 4 号 平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 5 号 平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 6 号 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 7 号 平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第16 認定第 8号 平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 議案第28号 平成28年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第18 議案第29号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第30号 平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第31号 平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第32号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第33号 芦北町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第34号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第35号 芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第26 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 第27 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 第28 発委第 1号 芦北町議会基本条例の制定について
（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君

11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	下 田 研 君	企画財政課長	一 丸 喜八郎 君
税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君	住民生活課長	田 渕 耕 一 君
福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	長 崎 十三男 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	宮 石 幸 人 君	教 育 課 長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	上 野 孝 司 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会要望活動
期 日 平成29年7月12日（水）
場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）
- 3 川辺川ダム建設促進協議会定期総会・三期成会合同定期総会
期 日 平成29年7月13日（木）
場 所 あゆの里（人吉市）
- 4 南九州西回り自動車道建設促進期成会役員会
期 日 平成29年7月14日（金）
場 所 ホテルキング（出水市）
- 5 水俣・芦北地域振興推進委員会（熊本県）と水俣・芦北地域振興推進協議会との
意見交換会
期 日 平成29年7月18日（火）
場 所 熊本テルサ
内 容 第6次水俣芦北地域振興計画について
- 6 南九州西回り自動車道整備促進に関する中央要望活動
期 日 平成29年7月19日（水）
場 所 国土交通省（東京都）
- 7 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
期 日 平成29年7月21日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール
議 題 物品購入契約の締結について（原案可決）
- 8 水俣芦北地域振興計画の推進に関する要望活動・南九州西回り自動車道の早期実現に関する前期要望活動
期 日 平成29年8月1日（火）～2日（水）

場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）

9 熊本県町村議会議長会正副議長研修会

期 日 平成29年8月3日（木）

場 所 熊本県市町村自治会館

講 師 政治ジャーナリスト 泉 宏 氏

内 容 政局夏の陣展望

10 水俣芦北広域行政事務組合議会全員協議会

期 日 平成29年8月10日（木）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

議 題 ・水俣芦北広域行政事務組合消防本部芦北消防署新庁舎建設基本構
想について
・消防職員定数の改正について

11 熊本県町村議会議長会常任委員長・議会運営委員長研修会

期 日 平成29年8月22日（火）

場 所 美里町文化交流センター（美里町）

講 師 東京大学名誉教授 大森 彌 氏

内 容 二元代表制の意義と議会の機能強化

平成29年9月4日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦北町監第26号
平成29年8月10日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成29年7月31日

3 検査実施日

平成29年8月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,755,327,295 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,996,040,251 円
	歳入歳出外現金	49,023,839 円
	計	7,800,391,385 円
水道事業会計		308,779,426 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目 的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 講堂
- (3) 内 容 講演
演題 政局夏の陣展望
講師 政治ジャーナリスト 泉 宏 氏
- (4) 期 間 平成29年8月3日(木)
- (5) 派遣議員 水口副議長

2 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 美里町文化交流センター ひびき
- (3) 内 容 講演
演題 二元的代表制の意義と議会の機能強化
講師 東京大学名誉教授 大森 彌 氏
- (4) 期 間 平成29年8月22日(火)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

平成29年9月4日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成 2 9 年第 4 回芦北町議会定例会 陳情文書表

【陳 情】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
陳情第 1 号 H29. 8. 9	新潟県村上村 三之町 1 番 1 号	全国森林環境税創 設促進議員連盟 会長 板垣一徳	「全国森林環境税の 創設に関する意見書 採択」に関する陳情	総務常任 委員会

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成29年第4回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番 古村君及び6番 白坂君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から9月15日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの12日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第4「町長の提案理由の説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

7月に起きました九州北部豪雨では、福岡県、大分県をはじめとした広い地域で多数の住民の方が被災されました。自然災害の脅威、日々の備えの大切さを改めて

痛感した次第でございます。被害を受けられました方々に心よりお見舞いを申し上げます。幸いにも本町におきましては、大きな被害には至っておりませんが、これを決して対岸の火事とはせず、今後一層の危機意識をもって防災体制の充実を図ってまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。本定例会には、まず平成29年度芦北町一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認1件、健全化判断費率及び資金不足比率の報告、並びに芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また平成28年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計外6件の歳入歳出決算認定、並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る議案を含めた認定9件、平成29年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算2件、さらに条例の一部改正及び規約の一部変更議案5件、工事請負契約の締結2件、合計22件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第5 陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

○議長（寺本修一君） 日程第5、陳情第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」を議題とします。

お諮りします。陳情第1号については、先の議会運営委員会で所管の委員会に付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

平成29年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。本案は、

平成29年度一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、6月26日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、6月の大雨による災害対策として、歳入歳出予算の総額に319万4,000円を追加し、総額を99億5,800万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款5農林水産業費の林道費200万円は、6月の大雨による林道の土砂撤去、土のうの設置に係る重機借上料を補正したものでございます。

款10災害復旧費の農地災害復旧費119万4,000円は、被災した農地の測量設計業務委託料を補正したものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

今回の災害に係ります費用319万4,000円につきましては、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

————○————

第7 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第7、報告第4号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき健全化判断比率及び資金不足

比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を付して今回報告するものでございます。

それでは、本日配付しました資料でそれぞれの指標について御説明申し上げます。資料の1ページをお願いいたします。

はじめに、実質赤字比率については、一般会計・町有温泉特別会計及び奨学資金特別会計の普通会計ベースの実質赤字額が、標準財政規模に対しどれくらいあるかを表す比率でございます。本町の標準財政規模は63億3,173万6,000円でございますが、本町では赤字決算を計上していないため、数値としては表れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字が標準財政規模に対してどれくらいあるかを表す比率です。本町では赤字決算はございませんので、数値としては表れてまいりません。

資料の2ページを御覧ください。

実質公債費比率については、一般会計等の地方債元利償還金と特別会計、企業会計、一部事務組合の地方債元利償還金のうち、一般会計等が負担した額の合計額が標準財政規模に対しどの程度であったかを表す比率でございます。実質的な公債費を算定するために、算定式の分子のマイナスから右の部分でございますが、住宅使用料など特定財源と地方債償還等に係ります普通交付税の基準財政需用額算入額を控除いたします。また、分母からも同じく地方債償還等に係る普通交付税の基準財政需用額算入額を控除するようになっております。

実質公債比率は、単年度比率の3か年の平均で求めるようになっており、平成28年度は昨年度と同じく4.3%となっております。なお、比率が18%を超えますと、地方債の発行に際し許可が必要になります。25%を超えますと、早期健全化団体となりまして、財政の早期健全化のための計画の策定が必要になります。さらに、35%を超えますと、財政再生団体となります。

資料の3ページを御覧ください。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対しどの程度あるかを表す比率でございます。将来負担額は資料の中段、※にあります。一般会計等の地方債現在高、特別会計一部事務組合の地方債現在高、残高に対します一般会計等の負担見込額、特別職を含む全職員が退職した場合の退職手当支給見込額、さらに第三セクターなどの設立法人等の負債に対します負担見込額を算入するようになっております。将来負担額から算定式の分子のマイナス分で充当可能な基金の額、地方債償還に際して見込まれる特定財源、地方債残高に係る普通交付税の基準財政額算入見込額等を控除するようになっております。また、分母で

も同じように控除することになっております。

算定いたしますと、分子の部分でございますけれども、地方債現在高等の将来負担額が130億4,139万4,000円でございます。基金等の充当可能財源及び交付税の算入見込額の合計が142億8,953万6,000円でありまして、充当可能な財源が将来負担額を上回っておりまして、実質的な将来負担額を示す分子は、マイナスの12億4,814万1,000円になっております。同様に、分母が53億5,822万6,000円ですので、比率は前年度同様に算定されませんでした。要因といたしましては、起債の抑制によりまして地方債現在高の減少が上げられると思います。なお、早期健全化基準は350%でございます。

以上、全ての指標が右括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っておりまして、本町の財政状況は健全な状況にあるといえます。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

資金不足比率でございますが、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものでございます。企業会計ごとに資金不足比率の算出が義務付けられています。算出は、事業の規模に対する資金の不足額の比率でございますが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上で、報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

—————○—————

第8 報告第5号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 結果の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第8、報告第5号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。長船教育課長。

○教育課長（長船正純君） 報告第5号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について御説明いたします。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することになっております。芦北町教育委員会におきましても、平成28年度分の報告書を作

成いたしましたので、今回議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、生涯学習課におきまして、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。配付しております報告書の3ページから5ページに事業ごとの評価結果をまとめております。なお、昨年から事業のニーズの項目につきましては、ニーズの増減ではなく、ニーズを満たしているかどうかで評価するよう変更し、前年度と評価が変わった項目につきましては、前年度分を括弧書きで表示しております。

評価結果につきましては、A・B・C・Dの4段階で行っております。全53事業中、A評価が29事業、54.7%、B評価が24事業、45.3%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、学識経験者の意見、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえたところの教育委員会の評価につきましては、6ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終わります。

—————○—————

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 9 | 認定第 1号 | 平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 2号 | 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第11 | 認定第 3号 | 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 第12 | 認定第 4号 | 平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第13 | 認定第 5号 | 平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第14 | 認定第 6号 | 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| 第15 | 認定第 7号 | 平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 |

の認定について

第16 認定第 8号 平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 議案第28号 平成28年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第9、認定第1号「平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第17、議案第28号「平成28年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第28号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第18 議案第29号 平成29年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺本修一君） 日程第18、議案第29号「平成29年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第29号、平成29年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ8,524万円を追加し、総額を100億4,324万円とするものでございます。

内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明申し上げます。

予算書は10ページになります。まず、今回の補正は、款1の議会費から款9の教育費まで、人事異動及び職員共済組合負担金等の負担率変更に伴い、人件費の補正を行っております。総額で給料、手当が1,349万円の減額、共済費が503万5,000円の増額となりまして、人件費合計では845万5,000円の減額となっております。内容につきましては、予算書の25ページから27ページの給与費明細書のとおりとなっております。以降、各款の補正につきましては、人件費を省略して御説明申し上げます。

予算書は11ページになります。款2総務費の目7電子計算費の補正額153万6,000円は、個人番号制度の実施等に伴う電算システム改修委託料でございす。

予算書12ページは人件費に係るもので、13ページをお願いします。款3民生費の目1社会福祉総務費のうち、23節の153万円は平成28年度に実施されました年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る精算償還金です。28節の繰出金284万8,000円の減額は、人事異動に伴います国民健康保険事業特別会計事業勘定への人件費繰出金の減額でございす。

次の障害者福祉費の710万3,000円は、平成30年度からの制度改正に伴う障害者自立支援給付支払等システム改修委託料の51万9,000円と、平成28年度障害者自立支援給付費及び医療費等の精算償還金658万4,000円です。

次の高齢者福祉費の436万6,000円は、人事異動に伴います介護保険事業特別会計への人件費繰出金です。

予算書は14ページになります。項2児童福祉費ですが、目1児童福祉総務費のうち、19節の負担金補助及び交付金350万8,000円は、保育士の負担軽減に係る事業が国において新設されたことに伴う、町内2事業への保育補助者雇上強化事業補助金です。23節の6万5,000円は、平成28年度子ども子育て支援交付金にかかる精算償還金です。

次の児童措置費の1,759万1,000円は、保育士の処遇改善加算が新設されたことに伴い、委託料を増額するものです。

予算書は15ページになります。款4衛生費の目1保健衛生総務費のうち、23

節の５５万円は、平成２８年度未熟児療育医療費等に係る精算償還金です。

予算書は１６ページになります。款５農林水産業費です。目１農業委員会費の７９万４,０００円は、耕作放棄地解消面積の増加に伴い、県補助対象分の５７万３,０００円と、町単独分の２２万１,０００円をそれぞれ増額するものでございます。２目を飛ばしまして、３目の農業振興費の２,５１５万４,０００円は、補助事業の内示があったことから、湯浦鉄まき組合のトラクター購入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金３４９万３,０００円と、果樹園地への施設ハウス導入に係る産地パワーアップ事業補助金１,９６１万９,０００円、太秋柿のジョイント栽培施設導入に係る果樹競争力強化推進事業補助金２０４万２,０００円です。

次の中山間地域等直接支払事業費の１５４万４,０００円は、協定農地の追加及び変更に伴う図面作成業務委託料１４万３,０００円と、予算書は１７ページの直接支払交付金１４０万１,０００円です。

次は、項２林業費です。目２の林業振興費の２４８万５,０００円の減額は、補助事業の名称変更と補助内容が見直されたことから、変更前の事業費を減額し、新たにくまもとの森林利活用最大化事業補助金１５０万５,０００円を計上するものでございます。

次は、項３水産業費です。目２水産業振興費の１９節補助金の補正は、県事業の名称変更に伴い補助金の名称を変更するものです。

予算書は１８ページになります。款６商工費です。中段の目２商工業振興費の８２万５,０００円は、店舗整備に係ります３件分の補助金を増額するものです。

予算書１９ページになります。款７土木費です。目３道路新設改良費のうち、１７節公有財産購入費の１,２１９万円は、町道射場芦北線改良工事の芦北工区の計画変更に伴い、必要となる土地購入費でございます。

予算書は２０ページになります。項３河川費の河川改良費の９９６万９,０００円は、町道射場芦北線改良工事に伴い、大迫川及び花岡排水路の排水対策を行う必要がありますので、測量設計業務委託料を計上するものです。

予算書は２１ページになります。款８消防費です。目４災害対策費の１２節役務費の４１万１,０００円は、防災情報等の伝達手段を確保するために実施しますメール配信システム導入費です。

次に、款９教育費です、事務局費のうち、７節の賃金６９万９,０００円は、教育課職員の産休等に伴います臨時事務補助員の賃金を計上しております。

予算書は２２ページになります。項２小学校費の学校管理費２６５万９,０００円は、田浦小学校図書室のエアコンが老朽化により故障しましたので、取替修繕料

を計上するものです。

次の項4幼稚園費の7節賃金の90万円は、臨時授業支援員の賃金を追加するものでございます。

予算書は23ページになります。項5社会教育費です。目3公民館費の11節需用費155万8,000円は、大野公民館2階の大研修室のエアコンが老朽化により故障しましたので、取替修繕料を計上するものです。

予算書は24ページになります。款10災害復旧費です。農地災害復旧費の582万9,000円は、6月の豪雨災害によりまして被災しました農地の復旧に係る普通旅費1万4,000円、消耗品費4万7,000円、農地3箇所の災害復旧工事費505万円、農地2件の小災害復旧事業費補助金71万8,000円でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書は8ページになります。款11分担金及び負担金の災害復旧費分担金50万5,000円は、農地災害復旧工事3件分に伴います受益者分担金です。

次の款13国庫支出金の民生費国庫負担金の879万5,000円は、保育所職員の処遇改善加算の新設に伴う国庫負担金です。

次の項2国庫補助金の目1総務費国庫補助金21万1,000円は、個人番号制度のシステム改修に係る補助金です。

目2民生費国庫補助金25万9,000円は、障害者自立支援事業費給付等のシステム改修に係る補助金でございます。

次の款14県支出金の民生費県負担金の439万7,000円は、保育所職員の処遇改善加算の新設に伴う県負担金です。

次の項2県補助金の目2民生費県補助金の306万9,000円は、保育補助者雇上強化事業に伴う補助金でございます。

目4農林水産業費県補助金の1節農業費補助金の2,381万1,000円は、耕作放棄地解消面積の増加に伴う補助金57万3,000円、協定農地の追加等に伴う中山間地域等直接支払事業費補助金100万2,000円、果樹園地への施設ハウス導入に係る産地パワーアップ事業補助金1,710万5,000円、太秋柿のジョイント栽培施設導入に係る果樹競争力強化推進事業補助金163万8,000円、湯浦鉄まき組合のトラクター導入に伴うくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金349万3,000円です。

2節の林業費補助金124万3,000円の減額は、歳出の林業費で申し上げました事業名称の変更、それと事業内容の見直しによる減額と新たな増額でございます。

目7消防費県補助金の11万3,000円は、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業費の採択によるものでございます。

予算書は9ページになります。目9災害復旧費県補助金の404万円は、農地災害復旧工事3件分の補助金です。

最後に、款18繰越金です。歳入歳出の不足額4,128万3,000円を前年度繰越金より充当するものです。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 農業振興費のほうでお尋ねいたします。大変国県補助金として有利な事業があつてですね、非常に良い制度だというふうに理解しております。この3件の中で、ちょっと詳しくですね、補助金率あるいはパワーアップ事業のハウス等は何件、何棟というような形で御説明いただければいいかと思います。

○議長（寺本修一君） 福田農水課長。

○農林水産課長（福田貴司君） それでは、御質問のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金からお答えいたします。これにつきましては、県の単独補助事業でございます。県2分の1、事業主体2分の1の事業割合になります。これにつきましては、作業受託を事業主体で行います湯浦鉄まき組合が6haから8.4haまでこの事業が導入されますと、拡大されますので、そのような事業効果をねらったところの取り組みでございます。

次に、産地パワーアップ事業補助金につきましては、これはデコポンの露地栽培を無加温にしようとするものでありまして、簡易な施設ハウスの導入に対する補助でありまして、補助は資材のみが対象となります。国が2分の1、町が10分の1、事業主体が5分の2であります。取り組む方は、芦北管内を含めたところで取り組みますので、19名で取り組みますので、そのうち芦北町内の該当者は19人のうち12名でございます。これによりまして、露地のデコポンを無加温の施設に、面積にいたしますと1.1ha増やすことができますので、露地よりも単価の高いデコポンを精算することにつなげることができますので、有意義な事業と認識しております。

次に、最後に果樹競争力強化推進事業補助金のことでございます。これは柿の太秋を一般的には1本の独立樹で仕立てていくんですが、これを横につないでいく、いわゆるそれをジョイントという言い方をしておりますが、その仕立てていくことにより栽培の効率化を図ろうとするものでありまして、県2分の1、町6分の1、事業主体3分の1が取り組みます。これもJAあしきたの柿部会で取り組みまして、

全員7戸のうち、芦北町は6戸で取り組むことになっております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○2番（坂本 登君） ちょっとお尋ねですが、消防費のところで、記載はちょっとないんですが、この広域行政事務組合の負担金というのが、水俣市のこの補正予算書にはですね、1,994万3,000円計上されていたんですが、芦北はなぜないのかというか、ちょっとそのへんが分かれば教えてください。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 消防費の広域負担金につきましては、既存の予算書の中で対処したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

第19 議案第30号 平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第19、議案第30号「平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 議案第30号、平成29年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,676万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億6,205万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書7ページをお開きください。款1総務管理費、項1総務管理費、目1一般

管理費の給料、職員手当等、共済費につきましては、職員の人事異動及び共済組合負担金等の負担率変更に伴う人件費の補正で、４７８万５，０００円を減額するものでございます。

目２連合会負担金の８万８，０００円は、国保連合会が実施する第三者行為の届出推進強化事業に係ります市町村負担金の額が決定したことに伴い、負担金の追加を計上するものでございます。

次に、項２徴税费、目１賦課徴収費の給料、職員手当等、共済費につきましては、職員の人事異動及び共済組合負担金等の負担率変更に伴う人件費の補正で、１９３万７，０００円を増額するものでございます。

予算書８ページになります。款１２諸支出金の償還金１，９５２万８，０００円は、特定検診療養給付費等の平成２８年度の事業実績に伴います国庫負担金、県費負担金の精算償還金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

６ページになります。款９繰入金の２８４万８，０００円の減額は、職員給与費等の補正に係ります一般会計からの繰入金でございます。

次の款１０繰越金のその他繰越金１，９６１万６，０００円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の９ページから１１ページの明細書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２０ 議案第３１号 平成２９年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第１

号)

○議長（寺本修一君） 日程第20、議案第31号「平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第31号、平成29年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ4,225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,425万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給料、職員手当等、共済費につきましては、職員の人事異動及び共済組合負担金等の負担率変更に伴う人件費の補正で、436万6,000円を増額するものでございます。

款5諸支出金の償還金3,788万4,000円は、介護給付費地域支援事業費の平成28年度の事業実績に伴います国庫負担金等の精算償還金でございます。

次に、歳入につきましては、予算書6ページをお開きください。

款4支払基金交付金の206万8,000円は、平成28年度分の介護予防・生活支援サービス事業交付金の精算に伴い、追加交付されるものでございます。

款7繰入金の436万6,000円の増額は、職員給与費等の補正に係ります一般会計からの繰り入れでございます。

次の款8繰越金の3,581万6,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２１ 議案第３２号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２１、議案第３２号「芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第３２号、芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、国で定める就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、所用の改正を行うものでございます。

改正の内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条に、指定都市の長の県知事への協議義務と申請書の写しの送付義務の二つの項が新たに追加されたため、その後の項が２項ずつ繰り下がったことによる引用条文の改正でございます。

附則としまして、この条例は平成３０年４月１日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２２ 議案第３３号 芦北町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２２、議案第３３号「芦北町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

議案第３３号、芦北町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第１０条第１項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、根拠法令であります企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されまして、法律の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に変更となり、また条例において引用される条項が変更となったために、所用の変更を行うものであります。

条例の題名、また第１条及び第３条第２項で「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」と表記されている部分を、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に変更し、引用する条項をそれぞれ変更しております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成２９年７月３１日から適用するとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 2 3 議案第 3 4 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 2 3、議案第 3 4 号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 議案第 3 4 号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令並びに公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条項ずれが生じました。当該条項を引用する本条令においても修正が必要なため、改正を行うものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由については記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 2 4 議案第 3 5 号 芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（寺本修一君） 日程第24、議案第35号「芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 議案第35号、芦北町一般住宅等使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の井牟田住宅につきましては、木造建築物の耐用年数30年を既に過ぎており、昨年12月に退居者があり空き家となりましたので、周辺住民に対する安全性等を考慮し、今回、井牟田住宅を取り壊すため、条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第25 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（寺本修一君） 日程第25、議案第36号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第36号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

本町が加盟している熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が本年10月1日から地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に

名称を変更し、併せて共同処理する事務を変更するため、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の規則、事務及び規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますので、本案を提出するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第26 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（寺本修一君） 日程第26、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第37号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線道路新設改良工事（花岡1工区）の請負契約締結の承認に係るものであります。

- 1 契約の目的 町道射場芦北線道路新設改良工事（花岡1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 7,190万6,400円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦233番地6
岡部・浪本特定建設工事共同企業体
代表者 岡部産業株式会社
代表取締役 平野 雅裕

工事の概要について御説明申し上げます。芦北町民総合センター入口付近から、現在工事を行っています起点部までの延長 180m の区間を、歩道付き幅員 9.0m に拡幅するものです。主な工種はボックスカルバート工、舗装工になります。

なお、町民総合センター入り口交差点付近については、浸水対策のため、今回の工事と併せて水路の改修及び道路の嵩上げを行う計画です。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模を確実に施工するためには、共同企業体方式をとることが適切であり、その組合せについては町内業者 2 社による編成が効果的であると考え、第 1 グループに町内土木業者 A ランク上位 10 社を、第 2 グループには A ランク残り 2 社と B ランク上位 8 社を選定しました。

入札は 8 月 24 日に執行し、仮契約を翌日の 8 月 25 日に行っています。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 27 議案第 38 号 工事請負契約の締結について

○議長（寺本修一君） 日程第 27、議案第 38 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第 38 号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線道路新設改良工事（花岡 2 工区）の請負契約締結の承認に係るものであります。

1 契約の目的 町道射場芦北線道路新設改良工事（花岡 2 工区）

- 2 契約の方法 指名競争入札
3 契約の金額 1億5,822万円
4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋593番地
横山・新光特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社横山建設
代表取締役 横山 伸一

なお、工期につきましては、平成30年3月23日を予定していますが、繰越承認の手続き後、工期の延長をお願いする予定であります。

工事の概要について御説明申し上げます。起点から300m地点の先260m区間を片側1車線、歩道付き道路幅員9.0mで施工を行うものです。主な工種は補強土壁工、法面工になります。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模を確実に施工するためには、共同企業体方式をとることが適切であり、その組合せについては町内業者2社による編成が効果的であると考え、第1グループに町内土木業者Aランク上位10社を、第2グループにはAランク残り2社とBランク上位8社を選定しました。

入札は8月24日に執行し、仮契約を翌日の8月25日に行っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第28 発委第1号 芦北町議会基本条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第28、発委第1号「芦北町議会基本条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。宮尾議会改革特別委員会委員長。

○議会改革特別委員会委員長（宮尾秀行君） おはようございます。

発委第1号、芦北町議会基本条例の制定について御説明いたします。

本案は、条文の第1条にありますとおり、芦北町議会が住民の信託にこたえるため、その運営の基本を明らかにし、議会と住民との関係及び議会と執行機関との関係における基本的事項を定めることにより、議会の果たすべき役割と責任を明確にするとともに、憲法に定める地方自治の本旨の実現と豊かな町づくりに寄与することを目的とし、制定するものです。

なお、本件につきましては、平成27年5月、総務常任委員会から議会改革及び活性から取り組むべきとの報告があり、同年9月、当議会改革特別委員会が設置され、議員各位からのアンケートをもとに検討を行い、本年3月に議長へ答申し、本年6月、全員協議会で御説明したものでございます。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労様でした。

なお、11時10分から議員控室において、常任委員会の連合審査会が開催されます。よろしくお願いいたします。

—————○—————

散会 午前11時00分

平成29年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月5日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	下 田 研 君	企画財政課長	一 丸 喜八郎 君
税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君	住民生活課長	田 淵 耕 一 君
福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	長 崎 十三男 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	宮 石 幸 人 君	教 育 課 長	長 船 正 純 君
生涯学習課長	宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩 間 睦 生 君 次長(課長補佐) 上 野 孝 司 君

平成29年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 平成30年度における事業の取り組みについて	これまで提言してきた次の事業について、新年度より取り組む考えはないか。 ・介護保険料の負担軽減 ・小・中学校給食費の無償化 ・住宅リフォーム助成事業	町長及び 教育長
		2 バリアフリー化の整備構想について	公共施設など建物のバリアフリー化は進んでいるが、水俣病被害者・高齢者・障がい者らが、日常的に利用する公共施設や商業施設が集まる地区で、安心して安全に移動できるように、歩道等を含め環境全体のバリアフリー化を重点的に進める整備構想を検討する考えはないか。	町 長
		3 瀬戸石ダムの安全性について	7月に発生した九州北部豪雨では、大量の流木が被害を甚大にした。 本町を流れる球磨川を考えると、同様に大量の流木が瀬戸石ダムに流れ込んだ場合、同ダムのゲート幅が約15mしかなく、ダム周辺で大きな被害が発生する危険性がある。 ダムの安全性に関わる根本的な問題として、電源開発(株)に対し、河川管理施設等構造令(38条)の趣旨に照らして指導を強めることを、国土交通省に	町 長

			要請して欲しいがいかがか。	
2	川尻成美	1 漁業振興策について	近年の漁業は、漁獲量の減少に併せ魚価の低迷により、深刻な状況が続いている。 ① 10年後、20年後を見据えた中長期的振興策が不可欠であると思うが、どう考えているか。 ② 八代海域を基準とし、国・県・漁業関係者等による漁業振興策策定に向けた協議の場を設け、漁業振興にあたる考えはないか。 ③ 芦北内海再生に向けた具体策の一つとして、干潟の耕運事業を恒常的に試みる考えはないか。	町 長
		2 図書館・児童館等複合施設整備計画の取り組みについて	去る6月8日付け西日本建設新聞に、「今年度に基本計画策定」、「図書館等複合施設を計画」という見出しで、図書館・児童館等複合施設建設に関する記事が掲載された。 また、本年度予算には、図書館・児童館整備基本計画策定業務委託料が300万5,000円と、策定委員会委員報酬7万9,000円が措置されている。 ① 本基本計画策定に向け、どのような構想で取り組むのか。 ② 実施計画書では、社会教育	町長及び教育委員長

			センター改修事業、図書館整備事業、児童館整備事業と別々に記載されているが、複合施設として整備することとした理由は何か。	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

会議を開く前に、傍聴者の皆様にお願ひがあります。議事進行の妨げになりますので、携帯電話等は電源を切るか、マナーモード設定をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は2人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願ひます。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。議長の許可のもと、3項目について質問をいたします。

質問の前に、北朝鮮が核実験を強行したことについて、一言申し上げます。北朝鮮は9月3日、昨年9月に続く6回目の核実験を強行いたしました。北朝鮮はICBM（大陸間弾道ミサイル）搭載の水素爆弾の実験を成功させたと主張しています。北朝鮮の核実験は、今年だけでも13回行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、類似の国連安保理決議、6か国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙です。それは国際社会が追究している対話による解決に逆行する行為であり、核兵器禁止条約の採択など、核兵器のない世界を求める世界の大勢に逆らうものであります。私は、日本共産党の地方議員として、強い憤りをもって、この暴挙を糾弾し、抗議をするものです。

それでは、質問に入ります。

最初の質問は、平成30年度における事業の取組についてお聞きします。これまで町民の声を代弁し提言してきた次の事業について、新年度より取り組む考えはありませんか。介護保険料の負担軽減、小中学校給食費の無償化、住宅リフォーム助成事業、以上3点の事業について答弁を求めます。

2番目の質問は、バリアフリー化の整備構想についてお聞きをいたします。芦北

町では、公共施設など、建物のバリアフリー化は進んできていますが、水俣病被害者、高齢者、障がい者らが日常的に利用する公共施設や商業施設が集まる地区で、安心して安全に移動できるように歩道を含め、環境全体のバリアフリー化を重点的に進める整備構想を検討する考えはありませんか。お答えください。

最後の質問は、瀬戸石ダムの安全性についてお聞きをいたします。7月に発生した九州北部豪雨では、大量の流木が被害を甚大にしました。本町を流れる球磨川を考えると、同様に大量の流木が瀬戸石ダムに流れ込んだ場合、同ダムのゲート幅が約15mしかなく、ダム周辺で大きな被害が発生する危険性があります。ダムの安全性にかかわる根本的な問題として、電源開発株式会社に対し、河川管理施設等構造令38条の趣旨に照らして指導を強めることを、国土交通省に要請してほしいがいかがでしょうか。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

質問1の平成30年度における事業の取組について、まず現在の介護保険料は、本町においても保険料段階を9段階に分けておりまして、所得の低い方に対しましても十不配慮をいたしておるところであります。平成30年度からの第7期介護保険事業計画においても同様に取り組む考えです。なお、本町の介護保険料は熊本県内でも安いほうから3番目であります。

続きまして、質問1の2番目、これは教育長に譲ります。

次に、バリアフリー化の整備構想についてでございますが、公共施設等を整備する場合は、バリアフリー法に適合した整備を行っているところでありますが、具体的には担当課長から答弁をさせます。

前後しますが、リフォームの件でございますが、住宅リフォームの新たな助成制度につきましては、過去の議会で繰り返し答弁しておりましたとおり、木造住宅支援事業や浄化槽設置事業など、家の増改築や新築に対する助成制度がある程度充実をしていると思っておりますので、拡充することは考えておりません。

次に、質問3の瀬戸石ダムの安全性につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 質問1の2番目、小中学校給食費の無償化についてお答えいたします。

前回の御質問の際、答弁いたしましたとおり、応分の負担、また低所得者へは準要保護制度の活用で対応できるとの観点から、新年度におきましても小中学校給食

費の無償化に取り組むという考えはありません。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 公共施設や商業施設が集まる地区における歩道等を含めた周辺環境のバリアフリー化についてお答えいたします。

公共施設につきましては、バリアフリー法に適合した整備を行っているところがあります。お尋ねの件につきましては、現時点では直接要望等は伺っておりませんが、今後、関係者から話を伺ってみたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 瀬戸石ダムの安全性についての御質問にお答えいたします。

瀬戸石ダムは、通常時はダム上流に河川を横断します網場を設けまして、流木等の塵芥は通常ここで捕捉されることになっております。また、流木の処理につきましても、電源開発において行われているところがございます。過去の被害で大きかった昭和57年の洪水においても流木による閉塞等は生じていないというふうに聞いております。

なお、ダムの安全性、安全管理等については、河川管理者であります国土交通省から適切な指導がなされると承知しております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） まず、新しい30年度に事業に取り組む考えはないかの2回目の質問をいたします。

介護保険料の負担軽減は、現在9段階にして、低所得者等には配慮している。それで、熊本県内で3番目に低いということを答弁されました。確かに低いんですが、所得を考えると、芦北町の所得は県内でどうなっているんでしょうか。そういう所得を含めたことで見てもらいたいと思います。

それと、給食費のほうは、準要保護世帯、また要保護世帯等に対応して、この前の答弁で言われましたように、現在のところは考えていないと、そういう答弁でした。

住宅リフォームもこれまでの答弁と進展はなく、新築または増築、他のあらゆるものを組み合わせて対処できているという趣旨の答弁でした。

私は、そこでこの新年度予算でこの三つの事業を実現するために、町長がどのような政治姿勢をもっておられるのかを、前回議会も含めて、答弁を含めてお聞きをしたいと思います。町長はこれまでの答弁の中で、福祉に特化せず、バランスのと

れた政策が望まれる。また、担当課長は福祉政策を一旦始めると、経常経費化してしまい、新たなサービスの導入は慎重にならざるを得ないと答弁をされています。私は、地方自治法1条の2から、自治体は福祉の増進を図ることが基本と指摘し、実質収支比率は3%から5%が望ましいと述べました。これに対して、実質収支額については、5億円のうち、国の経済対策に付き合うために3億円は持っとかないと仕事ができないと答えられました。このように、町民からの要望や福祉の施策に対して、政策は福祉に特化しない、新たな住民サービスは慎重に、また実質収支額は3億円程度持っていきたいという考えなのでしょうか。今も同じ考えをお持ちですか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えします。

所得の話がありましたが、議員は御存知だと思いますけれども、全国平均を100としますと、熊本県はおおよそその8割であります。都市圏から離れた県内の地方に行きますと、さらにその8掛けということになるわけでございます。ただ、この所得だけで行政の負担金とかですね、税を考慮すべきでなくて、あるいは消費者物価がどうかということにもなります。都市部の物価とこちらの物価とどうなのか、総合的にこれは判断しなければいけませんので、我々はこれまでの長い経緯を踏まえまして、そして全県的な介護保険料の設定の状況を見て、住民代表の方々、専門家の方々の合議機関の答申をもって設定したわけでございます。今後もその方針でいきたいというふうに思っております。

それから、福祉に特化しないということは当たり前でありまして、農業に特化するとか、あるいは箱物事業に特化するとか、そういうことはできないわけでありまして、人間のやはり体と一緒に、全体のバランスが保ってこそ健全性が維持できるというふうに思っておりますので、今後の方針もそのとおりにやっていきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） バランスが大事ということで、まさに私もそのように思っております。しかしながら、我々議員は町内の要望を聞くときに、個別の要望、またその年代の要望等をお聞きして、この場でそれを町長ないしは執行部の皆さんに代弁をして政策提案をしているわけでございます。

そこで、今回提案した三つの事業に取り組むための財源がですね、芦北町にあるのかどうか。今議会は決算議会でありますので、私は決算書を基に勉強してみました。まず、私は議員になってから、過去8年間の決算書の不用額を調べてみました。この間、毎年4億円から7億円の不用額として上げられています。そこで、全国町

村議長会編の議員必携で、不用額がなぜ発生するかを調べてみました。不用額は、予算から歳出額を引いた額です。その不用額が発生する理由として、この議員必携には4点が示されています。その中の一つにこのように書かれています。「予算そのものの過大見積もりによるもの」とあり、「それによって不用額が生ずる」と書いてありました。平成28年度の決算書の中で、芦北町のどの事業の予算が過大見積もりによる不用額かは、まだ委員会が明日からなので、私には分かりません。28年度の決算書では、不用額の合計は4億1,300万円となっています。ですから、言いたいことは不用額を減らすには、予算を過大見積もりしないで、ちゃんと組むことによって実現できると思います。過大見積もりしないで、ちゃんと予算を組むことによって、28年度の不用額4億1,300万円のうち一部分を減額できれば、三つの事業に生かされると思います。議員必携を見ると、「9月議会は決算議会です。決算審査は次年度の予算編成に生かされるよう努力すべきである」と議員必携に書いてありました。

そこで、町長にお聞きをします。先ほどの答弁で、これからもこれまでの方針でいくという答弁をされました。来年度の新規事業じゃなくても、住民からの切実な要求である、これまで何度も代弁し提案してきた、この三つの事業について、町長の任期中にでも前向きに取り組む考えはありませんか、お聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私自身の政治家としての立場の人気を上げようと思えば、もうばらまき政策をしたほうがもう一番いいわけでございましてね。しかし、そういうわけにはいかないということでありまして、財政の健全性を保ちながら、いかに住民の方々の需要に伝えていくかということがですね、大事であるかと思います。

そこで、不用額が発生するということはですね、さまざまな理由がございます。その大半は職員の努力によるものでございまして、より低いコストで高い効果を上げるかということ、これを原則に事業にあたっておるところでございます。

それと、国・県のやはり補助対象をある程度想定していたが、諸般の事情によって翌年度回しになったりですね、その他の理由で削減される場合がありますが、そのときには数字上は不用額として上がってくるわけであります。

それと、過大見積もりにつきましては、これは企画財政課長査定、あるいは副町長査定でかなり減額になります。それは、各課の課長のですね、話を聞いてもらうと分かると思います。100要求したものが、80に削られたり、70に削られたりする状況下でですね、最終的には私が決裁をいたしますが、それでも何でこんなにかかるのかと、もういっぺん見積もりを取り直せということですね、もう頻繁であります。その結果、議会の皆さん方に上程するのが予算案ということになるわ

けでありまして、私どもの対応の結果、不用額はある程度は生じてくるということ
でございまして、この不用額が出なくなると、また大変なことではございましてね、
そういうことをひとつ御理解いただきたいと思いますと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 不用額を全部なくすということは、もう不可能だということは
私も承知をしております。それで議員必携にも4点の不用額が生じる理由が書いて
ある、その一つを御紹介したわけでありまして、その後の三つは、今、町長が言わ
れたようなことが書いてあります。それでですね、重々各担当課がですね、予算を
組んでいるということも承知した上で質問をしております。

そこで、私なりに今度の決算書で住民要求を実現するための財源を調べてみまし
た。皆さんも御存知のとおり、28年度の歳入から歳出額を引いて、さらに翌年度
へ繰り越す財源も引いた額が実質収支額です。この実質収支額は28年度で3億8、
200万円が決算書に上げられています。私は、過去12年間のこの実質収支額を
調べて、3月議会で資料を示し、毎年3億円以上が残っていることを指摘しました。
今回、28年度決算書で実質収支額が3億8、200万円あることが分かります。
その全部とは言いません。3億円を残して8、200万円を充てるだけで、新年度
予算で今回の提案した住民要求に応える事業はできると思います。やり方としては、
過大見積もりをせず、予算をちゃんと組めば不可能ではなく、今指摘しました財源
も活用すれば実現可能だと思います。

今回の質問の住民要求は、これまで何度も住民の生の声を議会に届け、政策提案
をしてきました。一つは、地方自治法1条の2、自治体は福祉の増進を図ることが
基本から、福祉政策の介護保険料の負担軽減です。二つは、学校給食は食育であり、
教育の一環としての義務教育は無償という憲法26条に沿った子育て支援としての
小中学校給食費の無償化です。三つは、地場産業の活性化及び経済対策としての住
宅リフォーム助成事業です。この三つの住民要求は、町長の言う「福祉に特化せず
バランスのとれた政策」そのものです。住民要求を実現できるかできないかは、町
長の政治姿勢にかかっています。町民の多数から支持され、選挙で選ばれた政治家
である町長が決断し、各担当課に指示をしてください。住民の生の声を受け止め、
実現することが大切です。このことを再度要求して、次の質問に入ります。

次に、バリアフリー化の整備構想について、2回目の質問を行います。関係者か
ら話を聞いて進めたいという趣旨の答弁でした。私は、芦北町総合計画を見てみま
した。そうしますと、暮らしを支える基盤づくりとして、「高齢化社会に対応した
施設のバリアフリー化を図ります」として、「公営住宅について、計画的な維持・
整備に努める」とあります。先ほども言いましたが、公共施設など建物内のバリア

フリー化は進んできていますが、公共施設や商業施設付近のバリアフリー化がまだまだ進んでいないと思います。国は平成29年6月27日にバリアフリー法関連施策の見直しの方向性についてを取りまとめ、基本となる三つの視点として、1、高齢者、障がい者の社会参画の拡大の推進、2、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化、3、ハード・ソフト一体となった取組の推進を国土交通省が公表をしています。

担当課長にお聞きをします。芦北町の湯浦、芦北、田浦地区の中心部の公共施設や商業施設付近の環境全体及び歩道や交差点を調査・検討し、バリアフリー化の整備計画を作ってほしい。その際に、視覚障がい者や聴覚障がい者等の立場にたって、歩道の点字ブロックや交差点に音声信号機の設置など、当事者本人や関係者等から意見をよく聞き、誰でも安心・安全に移動できるように取り組んでほしいがいかがですか。また、国道3号線沿い及び県道の歩道や交差点のバリアフリー化については、国及び県に要請してほしいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） ただいま視覚障がい者・聴覚障がい者の立場に立って、当事者から意見を聞いてほしいとのことでありましたので、身体障がい者福祉連合会等の関係者を通しまして、話を伺ってみたいと考えております。

また、国道・県道につきましてもですね、まずは関係者の話を伺ってから取り組んでみたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） まずは、関係者の話を伺ってみたい。それから、国・県にも対処したいということでした。

先進事例として、水俣市を紹介しておきたいと思います。水俣市では、総合医療センター前からチッソ正門前の交差点までの国道3号線の歩道と交差点は点字ブロックが整備してあります。また、バリアフリー化の整備は、中心部の水光社周辺を含み、水俣市道であります水俣駅から六つ角交差点までの駅通りも、歩道と交差点にすべて点字ブロックが整備されています。水俣市はバリアフリー化の整備が進んでいます。芦北町も中心部周辺、3号線の歩道と交差点の整備を国に是非要請してください。水俣市にできて、芦北町に整備できないわけがありません。当事者本人と関係者等に意見を聞くことはもちろんですが、水俣市の中心も含めて、調査・検討の参考にしてください。決して健常者の目線でなく、高齢者、障がい者等が安心・安全に移動できることを重点的に進めてください。

そこで、町長にお聞きをいたします。私は、8年前に政治家を志して、町長にお会いをしました。その際に名刺交換をさせていただきました。町長は、御自身の名

刺に点字を表記しておられます。誰よりも障がい者等の当事者に寄り添える方だと思います。高齢者、障がい者等が安心・安全に移動できる町のバリアフリー化の整備について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 8年前の私の名刺のことを紹介していただきまして、ありがとうございます。

あの点字の名刺は、県内のある方と御挨拶で名刺交換したときに、視覚障がいをもつ方でしたが、たいそう喜ばれました。そして、こんな町で一度視覚障がい者の大会を開きたいとおっしゃいまして、翌年は開催をいただいたエピソードがあるわけですが、そういう中で福祉につきましても、どこにもですね、負けないような取組をしたいと思いながら今日まで来ております。

実は、坂本議員はそういう経験されたか分かりませんが、私は車いすに乗って国道の歩道をずっと移動しました。ちょっとしたへこみとか傾きですね、危険を感じるし、あるいはですね、バランスを失うとかですね、そういうことがあるんだということを学びました。それと、商業施設にそのまま行きました。そして、段差があるのに気づきました。そして、トイレに行きましたら、トイレの中のあの空間で車いすが回転しないんですね。そういうことを踏まえまして、その商業施設には、いろいろ補助制度があるので改善されたらどうですかということで、そこは改善されました。そしてまた、その歩道等につきましても、当時、国交省のほうにもお伝えをしたところでございますが、当事者の方々の御意見、そしてまた自らですね、その視座に立って学んで政策にそれを反映していくというのは大事かと思いますので、そういう姿勢で今後まいりたいと思います。坂本議員の御発言につきましては、御提案としてですね、受け止めてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 前向きな答弁をいただきました。

歩道については、今言われましたように、車いすだけではないんですね。町長の名刺で分かるように、視覚障がい者、聴覚障がい者等の整備はまだまだだと思いますので、誰よりも寄り添える町長だと思いますので、是非とも整備のほうを計画を立てていただきたいと申し上げまして、次の瀬戸石ダムの安全性について、2回目の質問を行います。

瀬戸石ダムについては、57年の災害でも被害は出ていなかったということで、電源開発については国交省から指導がされるものという、担当課長からの答弁でした。もう少し前向きな答弁が欲しかったなと思います。実際に芦北町にあるダムでありますし、7月の九州北部豪雨では、多くの人命が失われ、甚大な被害がもたら

されました。24時間雨量が1,000mmを超えるなど、想定外降雨により、大規模な土砂崩れと大量の流木が被害を甚大にしました。8月7日付け産経新聞によると、土砂崩れは300箇所、流木は20万tと報道されました。特に7月5日、福岡県朝倉市付近では12時間で900mmの長時間猛烈な雨が降り続き、朝倉市の山間部では局地的に9時間にわたり、気象観測史上でも最大級の集中豪雨となりました。これまで球磨川流域住民は、瀬戸石ダムの構造上の問題として、同ダムのゲート幅が約15mと狭く、洪水時に大量の流木がゲートを塞ぎ、河道閉塞による河川の氾濫、ダムの決壊など、重大で甚大な災害をもたらす危険性のあるダムであることを、堆積土砂による洪水の危険性ととも明らかにしてきました。国土交通省が定めた河川管理施設等構造令38条は、計画水流量が毎秒4,000m³以上の河川に設置されているダムのゲート幅について、40m以上と定めています。球磨川流域でも福岡県朝倉市付近と同じような最大級の集中豪雨による山腹崩壊、土砂崩れなど、大量の流木が発生する事態になれば、ゲート幅が15mしかない瀬戸石ダムの存在自体が重大な被害の要因になることは明らかだと思います。

そこで、町長にお聞きします。ダムのゲート幅が河川管理施設等構造令が定めた40m以上の基準の半分以下の約15mしかない瀬戸石ダムは、国の要求している技術水準すら満たしていないことともに、堆積土砂による洪水の恐れのある危険なダムです。町長は、防災意識を非常に高く持っている方です。瀬戸石ダムは、福岡県朝倉市付近と同じような最大級の集中豪雨による山腹崩壊、土砂崩れなど、大量の流木が発生する事態になれば、災害を引き起こす危険なダムという認識はお持ちですか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この流木の流入問題につきましては、朝倉の例を出されましたけれども、朝倉とこの球磨川の場合は、地勢がまったく異なっておりまして、そっくりそのままですね、これに対応するに当たってのですね、事例としてはいささか異にするということでございます。

具体的には担当課長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 構造令の第38条の適用のお話だったと思うんですけれども、国土交通省八代河川国道事務所に確認をいたしましたところ、構造令においては、瀬戸石ダムは同令第3条によりますダムに分類されるということでありまして、第38条は堰に適用される条文でありまして、瀬戸石ダムには適用されないというふうに聞いております。ダムの洪水破棄は第7条によりダム設計洪水流量以下の流水を安全に流下させることができる構造とするものというのが規定で定めら

れているというふうに聞いております。なお、基礎基盤から堤頂までの高さが15m以上がダム、それ以下が堰というふうに規定されているところでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 国土交通省に問い合わせ、今答弁をいただきました。

しかしですね、そういう法律の抜け穴といいますか、そういうところを探し出して安全だというのは、国の常とう手段でありまして、やっぱり住民の危険、自治体は住民の命・財産を守ることが最大の使命でありまして、住民の生の声を大事に代弁し、国にでも企業にでも要請するという姿勢を持っていただきたいと思います。

私は、今言われました八代河川事務所に先月28日、住民団体の代表の人たちと一緒に国土交通省九州地方整備局局长及び八代河川国道事務所所長宛に、九州北部豪雨の教訓を生かし、瀬戸石ダムの安全性を強めることを求める要望書を手渡してきました。副所長の小野伸幸様と総務課長の林茂治様に対応してもらい、懇談をしてきました。

同時に指摘しておきたいことは、今年の5月に国交省による瀬戸石ダムの定期検査がありました。例年通りなら9月末から10月中旬までには判定結果が電源開発に示されることになるでしょう。今年の6月に日本共産党の山下よしき参議院議員が国会で行った質問の中で、瀬戸石ダム問題を取り上げ、堆積土砂によって洪水の恐れ有りと7回連続してA判定を受けたダムは日本全国で瀬戸石ダム以外にあるのかと質問したのに対し、国土交通省は瀬戸石ダム1箇所だけであることを明らかにしました。このように、瀬戸石ダムは国交省の構造令の基準を満たさないゲート幅だけでなく、堆積土砂による洪水の恐れ有りと、日本全国で唯一7回連続して国交省から指摘され、A判定を受け続けている危険なダムであることを町は認識することを重ねて強調しておきます。その認識のもと、住民要求を国、電源開発に要請することを求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本議員、答弁漏れがあるそうですので、不用額について説明してください。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 不用額のお話が前の質問で出ておりましたけれども、不用額は御存知のように、予算から決算額を引いた残りでございますけれども、町長の御発言にもありましたように、職員の努力によりまして当初予算からそれが少なくなりました。要するに最少の経費で最大の効果を上げるというところでございますけれども、この不用額につきましては、その節減の部分とですね、それから繰越額が含まれておりまして、そういったものがあって不用額が出るということになっております。言われましたように、不用額を財源にというお話は、要するに無い金を

どう使うかという話になってしまいますので、不用額を財源にするという議論は、ちょっと財源にはならないということであります。

以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 時間がありますので、坂本君。

○2番（坂本 登君） 不用額を財源にするとは言っていないんですね。ちゃんと予算を組めば、それは減額ができて、出てくるんじゃないかと。実質収支額として3億8,200万円ですか、それとちゃんと予算を組めばできるんじゃないかということと言ったわけですね。そういうことです。不用額については、先ほども申しましたように、私が言った一つだけじゃなくて、議員必携にも4点指摘されていますので、それはそれだけだと言ったことではないというのを申しておきたいと思います。

終わります。

○議長（寺本修一君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 不用額以外に、その実質収支額の話もございましたけれども、この分については指標でございますので、財源としては非常に難しい部分がある。また、臨時的な財源だというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（寺本修一君） これで坂本君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

—————○—————

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、こんにちは。2番バッターでございます、川尻成美でございます。ちょっと休憩しまして緊張がほぐれたところでございますが、少々しばらくお待ちいただければと思います。

それでは、私は今9月定例会におきまして、二つの問題について質問をいたします。一つは漁業振興策について、二つ目は図書館・児童館等複合施設の計画の取組について、それぞれ質問をいたします。

まず、第1の漁業振興策について質問をいたします。近年の漁業の状況は、年々漁獲量の減少が続いております。併せて魚価の低迷による漁業者の深刻な状況は、町長も御存知のとおりであります。そういう中で、唯一、田浦におきます、引きずり縄のタチウオ漁法は、長年の工夫が実り、田浦銀太刀としてブランド化に成功を

されました。頑張った成果が出てきております。また、マガキの養殖においては、県・町の支援、そして担当課の指導・誘導のお陰で、何とか明るい兆しが出て、嬉しい限りでございます。うたせ漁のアカアシエビもブランド化になりつつありますが、なかなか漁獲の低迷によりまして、そこまではいかない状況でございます。

そこで、我が町の町長は、基幹産業として農林水産業を捉え、芦北町総合計画第二次、2015年から2024年までの10年間に於いて、前期基本計画、第1節に掲げておられ、漁業の振興については、現状と課題、計画の方向性、施策の背景のもと、振興施策の概要を列記してあるわけでありまして、大変立派にできた計画であります。それらを具現化するにはどうすればいいのかが今後大きな課題であります。

そこで、質問の1点は、10年後、20年後を見据えた中長期振興策が不可欠であると思うのですが、町長の考えを伺うものであります。いわゆる漁業振興策は、単町のみでできるものではありません。八代海は広域的になりますので、また海洋漁業という点でも世界各地の必要性があると考えております。

そこで、質問の2点目は、八代海域を基準として、国、県、町、漁業関係者等により、漁業振興策について策定をし、協議の場を設け、漁業振興に当たる考えはないものか質問するものであります。

去る8月6日の読売新聞に、朝刊でありましたが、「有明海耕運再生実感」という見出しで記載されてありました。その中では2015年度から3年間、毎年8月に耕運事業を行い、その結果、対象地域をエビ、カニが増えたという証言が得られ、県は事業の継続を検討するという、いろいろな具体例も記載されてあったわけでありまして。本町では、平成15年度から海底清掃や干潟の耕運事業など、計画実施されていたというふうに思いますが、特に平成26年度においては、佐敷大橋周辺で実施されているのを私は記憶をしております。私も実際、ここ数年、漁師の真似事をやっており、現状は十二分に把握しているつもりであります。芦北の内海再生に向けて具体策を考え、有明海の実例にもありますように、耕運事業を恒常的に行ってみる考えはないものか町長に質問するものであります。

次に、第2の質問、図書館・児童館複合施設計画の取組についてであります。私が購読をしております西日本建設新聞というのがございます。こういう小さいB4で、週に2回発刊される建設業界に向けた新聞でございます。この1面に載っておったわけでありましてけれども、それによりましてですね、この見出しにはですね、「図書館等複合施設を計画」という見出しが出ておりまして、それに関する記事が出ておりました。今年3月議会におきまして、平成29年度の施政方針予算大綱説明の中でも少々このことについては触れられておりましたし、今年度の当初予算に

おきまして、図書館・児童館整備基本計画策定の業務委託が、委託料が300万5,000円と、策定委員会の委員の報酬7万9,000円が措置されているのは私も了解し、議決したところでございます。しかしながら、こういう見出しで6月8日に見ましたので、少々びっくりしたわけでございます。

質問の1点は、町長として、本基本計画策定に向けてのどのような構想をもっておられるのか、また所管であります教育委員会としてはどういう考えをもっておられるのか、まず1点目の質問であります。

次に、実施計画書、28年から30年度における実施計画には、社会教育センター改修事業として、実施年度が27年度から31年、総事業費が5億2,400万円、図書館整備事業として実施年度が28年から31年、総事業費3億1,800万円という実施計画書にはうたっております。去る8月10日に配られた実施計画書、この3年のローリングの毎年発刊されるこの実施計画書を見てみますと、新たに児童館整備費が載っております。その事業年度が30年度から31年、総事業費が2億2,600万円とあるわけであります。いわゆる三つの事業が図書館等複合施設計画として整備されるということであるならば、その理由は何なのかということになるわけですが、その説明を求めるものであります。

第六次水俣芦北振興計画にも、これですけれども、この新聞によりますと、これに記載してあることも載っておったということですね、いささかしっかり調べてのことかなということでも思ったわけでありましてけれども、具体的に書いてあります。そういうことですね、この事業がもう策定委員会が開催されたのかも分かりませんけれども、まず町長として、また教育委員会としての、この事業の基本的考えを求めるものであります。

以上、登壇しての1回目の質問を終わりますが、明確、分かりやすく答弁を求めるものであります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えをいたします。

まず、漁業振興策についてであります。まず、10年後についてであります、本町では中長期計画として位置付けしております第二次芦北町総合計画を平成27年3月に策定し、その理念に基づいた振興策を継続して取り組んでまいりますが、策定した時点から当初では予測できなかったことなどを含め、状況が変化することもありますので、これまでの取組を検証するとともに、新たな対策が必要となった場合には、計画の見直し、ローリングなどについても柔軟に対応すべきであると考えております。

なお、20年後を見据えた計画でございますが、私は20年後は90になっておりまして、川尻議員は81歳でございます。つきましてですね、計画のスパンがたいそう長くなりますので、予測は困難であります。もうお分かりと思います。そういうことで、現時点での第二次芦北町総合計画の延長線上という観点から取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、質問の②③でございますけれども、②の八代海域等における漁業振興策策定に向けた協議の場につきましては、既にですね、設置された組織がございますので、具体的な内容につきましては、担当課長より答弁させます。③につきましても、担当課長より答弁をさせます。

続きまして、質問の2でございます。図書館・児童館等々に関するお尋ねでございますが、平成25年に佐敷城跡保存活用検討委員会により策定された史跡佐敷城跡保存管理計画書において、社会教育センターは佐敷城跡との関連性から、維持管理上、必要な改修等は認めるものの、概ね20年以内での移設を視野に入れ、検討するよう提言されております。そのことを踏まえまして、芦北町総合計画を基に教育長を中心に基本計画策定事務を現在進めているところでございますので、教育長から答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 質問の②につきまして、お答えいたします。現在、熊本県内においては、稚魚の放流事業等に関する熊本里海づくり協会や浜の活力再生プランによる熊本県不知火地区広域水産業再生委員会など、広域的に協議する場を設けてあります。その組織には参加も当然しているところでございます。なお、町単独で広域的な協議の場を設けるのは厳しいものだというふうに思われます。

次に、③につきましてお答えします。干潟耕運が貝類以外のエビやカニなどについても生息環境改善に効果があるようであれば、熊本県水産振興課の専門職員に指導と助言をいただき、漁協と十分協議を踏まえた上で検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（寺本修一君） 次に、竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

①についてでございますが、中央公民館及び図書館が併設されている社会教育センターにつきましては、先ほどの町長の答弁のとおり、平成25年の史跡佐敷城跡保存管理計画書における提言に加えまして、平成24年2月に敷地の一部が土砂災害特別警戒区的に指定されましたこと、また旧耐震基準の建物でもあり、経年劣化が進み、利用者の安全性の確保の面からも、速やかな対応が必要であることや、利

用者からも2階に上がるためのエレベーター等がなく、高齢者や障がいをお持ちの方などが利用できないなどの意見も出ていることなどから、移転も含めて検討をしてまいりました。

また、二つの児童館においても、建物の老朽化が進んでおり、駐車場を整備し、屋内外で遊ぶ子どもたちの安全性を確保する必要などの、子育て世帯のニーズ調査結果を踏まえ、芦北町次世代育成支援対策地域協議会からは、児童館のあり方について、子どもたちが利用しやすい場所に新しく児童館を建設する必要があると提言されております。

このような状況を踏まえまして、「すべては次代を担う子どもたちのために」の基本理念実現のためには、芦北町のあらゆる世代が集い、つながり、学び、継承する場所をつくり、心豊かな人づくりを目指し、計画策定に取り組んでまいります。なお、現在、芦北町図書館・児童館等整備基本計画策定委員会を要綱に基づき設置し、検討を行っており、9月中に基本構想を策定し、11月末までには基本計画を策定する予定でございます。

次に、②についてお答えします。現在、総合計画の中で児童館整備事業、社会教育センター改修事業、図書館整備事業、それぞれ計画しているところでございますが、社会教育センター、中央公民館と図書館は、生涯学習の推進、児童館は子育て支援という面で、どちらも心豊かな人づくりを目指すという共通の目的がございます。図書館については、親子で図書館に出掛ける、読み聞かせをするなど、子どもが小さい頃から楽しく読書に親しむような機会を積極的につくる必要があり、児童館においても、本に親しみ、知識を習得する上で、読書スペースの確保は必要不可欠なものであります。別々に建設するよりも、同じ建物の中にあり連携することで、来館者の利便性、施設の機能・効果をより高めることができるものと期待されます。社会教育センターの中央公民館機能におきましても、共存スペース有効活用による親子の交流、各種イベントの開催、本町の歴史・文化などについて学ぶ場としての活用などが考えられます。また、運営管理や建設コストの有利性からも、複合施設として一体的に整備することが望ましいと考えるものでございます。

以上です。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） 質問2の②に関して、お答えいたします。

今回の基本計画策定にあたり、事務局及び策定委員により、熊本市の城南図書館・児童館、宮崎県の新富町の交流センターなどの視察研修を行っておりますけれども、近年、利用者の便益に応えるとともに、施設管理費の縮減、供用する空間の有効活用、連携による相乗効果などのメリットから、全国的に公共施設の複合化が

進んでおります。その中でも図書館、児童館、公民館などは、来場者の利用上、相性もよく、数多く設置されており、研修先では整備後に児童館利用の親子連れがそのまま図書館の利用増につながっていると、そのような状況も確認することができ、でき得る限り複合施設としたほうが良いとのアドバイスもいただいております。そういう状況を踏まえ、基本計画策定委員の会議の中においても、複合施設が望ましいとの御意見を頂戴し、現在検討を進めているところでございます。

なお、お尋ねの総合計画の実施計画書では、児童館整備事業、社会教育センター改修事業、図書館整備事業、それぞれ計画しておりますが、現在検討していただいております基本計画が策定され、複合施設がふさわしいとの内容がまとめ次第、3事業を一つにし、複合施設として整備する計画に変更したいと、そのように考えているところでございます。また、議会への説明につきましても、基本計画策定状況を踏まえ、できるだけ早期に行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問から追質問でございます。

要するに、この総合計画の前期の漁業の振興という形では、現状と課題、冒頭申し上げましたように、計画の方向性、政策体系、概要、諸々列記してありますね、それが今現在進行形という形であるのが、やっぱり芦高生がしましたアマモの育成、これは非常に今育ちつつあります。また、クマモトオイスターにおいてはですね、県も大分試行錯誤して、現地も町長も陸の養殖とかがあったんですけども、生存率が低いということで、高価でおいしいものであっても、やっぱりマガキが妥当かなという線で、補助金をいただいて関係者がおってございましたけれども、しかしながら、マガキのほうはですね、ブランド化というまではいきませんが、各漁協単位です、一斉にカキ小屋が並んでですね、味の競争かなというふうに今思っているところでございます。また、六次産業的にはアカアシエビをですね、食を提供するのも町の町長のお力添えがあつて、エビ庵というのをしたわけで、報道もされたわけです。私が一番言いたいのは、基本であります稚魚の育成、そしてそれが毎年、クルマエビ、ガザミ等、アカアシのほうの稚魚も放流としてありますけれども、漁獲高が減っているのは漁業経営者が少なくなっても漁獲高が減っていくというのは何が原因なのかということであれば、熊日新聞のほうにも、最後で涙が出るような記事を実際の漁師さんが書いてあったのを私見たわけでありまして、その前にはうたせの漁を連載してありまして、私の友人がうたせ船に乗りたいたいということで、そうであればということで8月の26日、大分・熊本からですね、来られて、1泊どまりで来て、私のところで会議をし、うたせ料理に舌鼓をしたりとか、初め

て乗られる方ばかりで感動して帰られたということで、非常にいいんですけども、天候とか、そういう観光うたせとしては非常に厳しいものもあるわけですが、いわゆる漁獲を上げるためには何が必要なのかというのを中長期的にやっぱり考えていかないと、はっきり言って、この八代海の芦北町で漁業を経営する方はほとんど後継者もない状況、今、手立てを打たないと駄目じゃないかという観点からこういう質問をしたわけです。私も中長期といっても、そう素案はありませんけれども、これには明記してありますし、栽培漁業とかそういう形、経営体系とかそういうこともあらうと思いますが、町長の発言はちょっと重くなりますので、簡単には言えないと思いますけれども、理想としてはどうありたいと思われませんか。どうなってほしいと思われませんか、まず、漁業振興。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 理想としては漁業で生業を立てていくということが一番大切なと思います。

なお、漁獲高の推移につきましては、芦北町漁協だけではなくて、熊本県の水産界そのものがずっと下落の傾向でありまして、大きく言えば日本そのものの漁獲量が減っております。御案内のように、中国、インドネシア、あるいはロシア、そういったところがどんどん漁獲高が上がっていますが、日本は下がっています。熊本も下がって、そして芦北漁協も下がっておるということでありますが、これはやはり水産物の魚介類の生息環境が変化しつつあるのも一つでありますし、生業としての漁業が成り立ちにくくなっているというのが全国共通の理由のようでございます。それで、本町としては計画を立てておりますが、漁業者の方々にはですね、稼げる、少しでもいいから稼げるように、そういうことから初めていきましょうということで、マガキの養殖もそうでありました。また、エビ庵もですね、先ほどからアカアシエビとおっしゃっていますが、アジアカエビでございまして、これらに特化してですね、やっております。そういうことで、分野分野でですね、これならいけるぞ、これは面白そうだということをですね、やっぱりそれこそ集中的にですね、支援をしていくということが大事かと思えます。ちなみに、放流事業もやっておるわけですが、補助率は芦北町の場合はですね、不知火海を取り巻く海に面した自治体の中では、補助率はトップでございましてね、中にはもう100%補助しているのもあります。これはガザミでありますけどね。ヒラメが90%、マダイが70%です。他の追随を許しておりません。

そしてまた、漁業振興予算につきましては、水俣市の2.5倍、津奈木の1.2倍を予算措置をしておるところでございまして、やるだけのことはずっとやってきておりますが、さらにですね、ブランド化を、田浦の支所が成功しておりますので、

次の銀太刀の次の魚種をですね、今ターゲットにしてやろうという、田浦が非常に元気についてありますし、短期決算では黒字が出ております。ですから、そういうことをですね、芦北全域に広げるようにやはり啓発もしていくべきと思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そのとおりだというふうに思いますけれども、私も予算的には補助金とか、手厚いのが漁協を通して行っているのは知っておりますし、それが資源の保護に対する放流事業も単町独自でやっていたというのはもう現状を知っておりますし、有難いことですが、それが費用対効果として現れていない。見えない部分もありますけれども、そこなんです。その要因というのは、書いてありますけれども、地元では稚魚放流や魚の育成場所となるアマモの再生活動などが続けられているが、劇的な効果を生むというのは分からないと。沿岸全域の行政や漁協などが資源管理について真剣に考える時期に来ているという、明確にしてありますし、資源がだんだん減ってきているというのは、はっきりいって漁法、近代化された船、網で、漁場の位置付け、要するに乱獲というのが原因ではなかろうかと、原因であると思います。だから、一魚種をどうのこうのということじゃありませんけれども、獲ればよいというものじゃなくて、産卵時期にはエリアを変えて沖を引くとか、そういう調整が漁業関係者だけではできないというふうに思います。漁業調整何とか委員というのを選出されておられますけれども、それでもやっぱり話はあまり出ないんですね。そこが私は行政が一步踏み出さないと駄目じゃないだろうかと、これから進めていくべきじゃないだろうかとというふうに私は考えておるわけですが、竹崎町長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 素晴らしい御指摘だと思います。この漁業の利害関係の調整は、熊本県の漁業調整委員会がやります。これは知事の諮問機関でありまして、知事に進言をいたすというですね、重要な組織でありまして、これは公職選挙法に基づいて選ばれるわけですが、その漁法とかをどうするか、網の大きさをどうするか、あるいはエリアをどうするかとか、あるいは期間をどうするか、あるいは休業を設定しよう、今もあっていますけれどもですね、そういうことが話し合われるわけです。まずは、利害当事者であるその漁業関係の皆さん方がですね、やはりどう同じ共通の理念をもって取り組むかということが大事であります。如何せん、調整委員会ではですね、口角泡を飛ばす相当な議論がなされまして、難しゅうございます。この漁業調整委員会の結論次第では、知事もですね、脅かされるような状況がですね、出てくるときがあるわけですが、まずそういう生業を共にす

る方々の自覚が一番かなという思いがします。それで、一つの町ではなかなか難しゅうございますので、折を見て必要なことにつきましては県にも陳情します。そしてまた、国に陳情することもあるかと思うわけではありますが、まずはですね、当事者の方々がやはり共通理解に達するということは基本であるかなと思いますが、これは熊本県だけで解決してもですね、今度は長崎県とか佐賀県漁協との話合いがですね、またつかないんですね。特にエリアの問題でいつも紛糾しておりますが、これはですね、古くて新しい問題でもあるわけでありまして。それで、町としては町でできることを少しずつ進めていこうというスタンスであります。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いわゆる町でできること、また各々生業とするためには、その漁師それぞれが認識をもつことというのは、もう当たり前のことでありまして、湯浦川の下流にですね、春ぐらいから私の言ってるのがハビロという青いやつが発生して、それが流れてですね、沈殿するわけですよ。大潮のときは非常に流れるもので、網を上げられないように出てくるんです。それも漁協に言って、自分たちで取らんとて、浮いたときに取ってですね、せんと、アサリ貝等が窒息死するわけですよ、沈殿すれば。だから、そういうことも具体的にありますので、担当課と、漁協というのも本当あってないようなもので、もう販売の運営はもう全然皆無で委託されておりますので、ただいろんな事務的なことだけをする漁協になってしもうとるものだから、活動が非常に組合長のほうも理事のほうもできないような感じがいたします。しかしながら、そういうのはやっぱりですね、行政の働きかけ等でですよ、やっぱり指導・誘導するのは、やっぱり行政の力かなというふうに思います。もう時間もありますので、あまり言いませんけれども、はっきり言って事を起こさなければ先に進まないわけであって、これはハード事業という形で耕運事業とか、前もありましたし、私が幼少の頃、小学校高学年になるまでは船で行き来しておりました。鍋鶴まで干潮でも行かれる、藻場もあってスクリューに藻が巻き付いたり、そういう経験もありますし、私は耕運も含めて浚渫も大分5、6年前、業者が同級生がおりましたので、浚渫させてくれということがありましたけど、もう1mどころじゃないと思います、堆積が。それをやっぱり浚渫も含めながらやっていかないとですね、これは蘇りはしないと思います。豊穰の海という形で稚魚がいっぱいおった良い入江でありましたので、そのところを加味しながらですね、私も鋭意努力を重ねながらですね、やっていきますので、どうかそこを汲み取っていただきましてですね、今度は補助金だけじゃなくしてですね、そういう形に行政の力をお貸しいただければというふうに思います、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 豊穰の海というですね、今、言葉がありましたが、全国豊かな海づくり大会というのが昭和56年に始まりまして、今36年目であります。これに国・県、関係自治体等はですね、合わせて3億円前後の負担をしております。私は常々申しておるんですが、この豊かな海づくり大会が開催された昭和56年の翌年だけは、全国の漁獲高が上がりましたが、以後、下がりっぱなしであります。3億円の資金を投じて、あのイベントをするなら、直接漁業振興に充てろよということを県のほうにも申し上げたぐらいであります。それほどなかなか難しいわけですが、この組織の好ましいあり方につきましては、漁業協同組合につきましては県の漁政課が担当するわけでありまして、私どもは地元において、応分の御支援をいたします。ハードだけではなくてですね、ソフト面でもいろいろと提案を申し上げ、御理解を求めてきたところでありますが、組織は外部の力による改革とですね、内部から湧き起こってくる力、これを改革する方法があるわけですが、議員は時々漁にも出掛けるといことでございますし、組合員でもいらっしゃいますね。ぜひ一つ総会にも出席し、一漁業者として御意見を提言していただきたいし、あるいはいろいろ御意見がありましょうが、役員になっていただいでですね、内部からいろんな改革をしていただけるのもですね、持ち前の発言力と統率力と高い理念をお持ちでございますので、川尻議員がいろんな立場になられたら、私は協力を惜しみませんので、共に頑張ってもらいたいなと思っておりますので、そして我々は意識付けをですね、皆さんと共にしていくといことでございますので、頑張ってもらいましょう。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 反対に誉められたようで、何か、気分は悪くはないんですけれども。親父が組合員であったものですから、私、交代で全部、漁船も私の名義にしまして、しかしながら、今組合がそういう状況で、去年の12月からですね、ああいう状況で、合併して町も大分努力いただいたんですけれども、運営ができないような形でですね、私、今交代したところ、準組合員に今おりますので、発言力はないんですけれども、いつも組合に、水揚げするときにはいろいろ考えておるわけでありまして。そういうことで、漁業者に成り代わりですね、切に行政の手腕を誘導・指導いただければというふうに思っております。

次にですけれども、私がこの建設新聞を見てびっくりしたというのがありましたら、やはりメディアが一人歩きしているような感じがいたしましてですね、町長、これは後から気付いたでしょう、そちらも。なぜかなと思ってですね、具体的にいつも山本県議が言われる芦北振興計画、これも説明いただいでですね、これにも社協センターのことが載っております、そのことも書いてありますもんね。びっく

りしたわけでありますけれども、一番懸念するのが、今、教育委員会の所管としては複合的に一体化するというような構想であるようでございます。うちの孫は児童館で遊びよるんですね。小学生で、湯浦小学校の、事務所にちょっと帰ってきて、家族のことなんですけれども、家に帰らずにやっぱりそこで遊んでいる。「じいちゃん、夢もやいのところに児童館の遊び場をつくってよ」とか、こうやっぱりですね、子どもは言うわけで、果たしてどこに位置付けされるのか定かではないんですけれども、それがいいのかなという形で、検討委員会だけで委ねないですね、アンケートとかやっぱり学校区内ですね、取られることは必ず必要なことだと思いますので、その構想も含め、利便性とか予算の問題とかの問題じゃないと思うんですよ、これ。やはり一番大事なことは、要するにすべては次代を担う子どもたちのためにというならば、どちらがいいのかということに相成ると、町長、思うんですよ。やっぱりこちんまりして遊ぶのがいいか、あまり巨大になると、何か遊びづらいような感じがして、やっぱり幼い頃のあの遊んだことは思い出として残っておりますし、何か図書館に行って、児童館と一緒にのところに、便利はいいかも知れんけれども、いかがなものかなというふうにも思いますし、今、児童館は二つであります。田浦にも必要だろうというふうに考えておりますけれども、そういう形をしてですね、一人歩きしないように、やっぱり町民の総意に合った箱物、施設を、特に教育的施設でありますので、私はしてもらわないといけないなというふうに思いますが、どちらかでもいいですので、教育長か、具体的には課長は言えませんので、教育長か教育委員長、教育長、お願いします。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。ありがとうございます。

「すべては次代を担う子どもたちのために」の基本理念のもとに、アンケート調査も既に実施しておりますので、そのことにつきまして、また課長より答弁をさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） アンケートの件につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

基本となるのが町民ニーズということでありまして、図書館、児童館、それから社会教育センターそれぞれについて、サービスをより良くするためのアンケート調査、これを実施しております。この件につきましては、検討委員会の中で第1回目の中でですね、アンケート調査を実施してニーズを探るというふうなお話をしてございますけれども、それに基づいて実施しております。対象者は、小中高生、児童館、社会教育センターの利用者など2,155人。そのうち1,554人から回答

をいただいております。回答は、図書館関係が704人、児童館が583人、社会教育センターが267人ということになっております。図書館関係では、蔵書の充実、児童専用のスペース、読み聞かせができる場所、蔵書検索システムなどが望まれております。児童館では、屋外・屋内で安全・安心に遊べる環境、駐車場の整備、そして図書館があるといい、そのような意見が出されております。また、社会教育センターに関しましては、駐車場を広くしてほしい、身体障がい者や高齢者へ配慮したバリアフリー化などの意見が出されております。こういうアンケート調査の結果も基本計画策定の基礎資料として活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君、残り時間が2分30秒を切っておりますので、まとめをお願いします。川尻君。

○12番（川尻成美君） アンケート調査をされたというのは初めて聞きましたけれども、それはそれでいいんですけれども、検討委員会はもうメンバーはどういうメンバーで、もう何回、1回ぐらいだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 宮下生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮下祐一君） お答えいたします。

先ほど、教育長のほうから御答弁がありましたけれども、策定委員会の要綱に基づき設置し、基本計画策定に関し、ただいま検討をしております。委員の構成は、教育委員会から竹浦教育長、学識経験者として県立図書館の情報支援課長さん、学校関係から社会教育委員もお願いしております内野の小学校長、それから子育て支援関係者といたしまして子ども子育て会議の委員からお一人、また自治公民館の連絡協議会長、文化協会の会長、関係する役場のそれぞれ所管の担当課職員、合わせて11名を委員とお願いをして、現在進めているところでございます。

委員会は、現在3回開催しております。1回目が7月の3日、委嘱状の交付、それから各施設の状況、また先ほどお話ししましたけれども、町民ニーズ把握のためのアンケート調査の実施について検討していただいたと。2回目は8月の17日、熊本市の城南図書館・児童館、それから益城町の交流情報センターの研修をお願いしております。3回目はアンケート調査の結果報告、整備に向けての方針、基本コンセプトなどについて検討をいただいているというところでございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 大詰めになろうかと思えます。要は、議会という立場の中でもですね、所管の文教厚生常任委員がありますので、是非この推移においては、閉会中の進捗状況の調査等で町民に合った形の検討がなされるようにいただければ

など、文教厚生委員長に要望をするわけであります。いかにやっぱり町民ニーズ、特に小中高生に喜ばれる施設というのが一番大事な観点というふうに思いますので、是非それに合った、良かったと言われるようなことであればいいかなと。随時、議会にもやっぱりある程度は、全協、委員会等を開催されましてですね、報告をいただければなと。最終決定は議会ということでございますので、よく町長、言われますし、私たちも議決すれば重い責任を持つわけでありますので、その経過が一番大事というふうに思いますので、そういうことでですね、鋭意御努力をしていただきますように要望いたしまして、終わりたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 以上で、川尻君の質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞様でした。

傍聴の方々は、傍聴ありがとうございました。次回の傍聴を御期待申し上げます。

—————○—————

散会 午前11時58分

平成 29 年第 4 回芦北町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 29 年 9 月 15 日

午前 10 時 開 議

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝第 1 から第 9 まで）

- 第 1 認定第 1 号 平成 28 年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2 号 平成 28 年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3 号 平成 28 年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4 号 平成 28 年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5 号 平成 28 年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6 号 平成 28 年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7 号 平成 28 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8 号 平成 28 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第 28 号 平成 28 年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第 10 陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

第 11 議員派遣の件

（一括議題＝第 12 から第 15 まで）

- 第 12 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第 13 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第 14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

第1 発議第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)について
(閉 会)

2 出席議員（15人）

1番 荒 川 知 章 君	2番 坂 本 登 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	11番 平 松 洋 一 君
12番 川 尻 成 美 君	13番 藤 井 公 明 君
14番 岡 部 恵美子 君	15番 水 口 宣 之 君
16番 寺 本 修 一 君	

3 欠席議員（1人）

10番 宮 尾 秀 行 君

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 下 田 研 君	企画財政課長 一 丸 喜八郎 君
税 務 課 長 川 尾 敏 浩 君	住民生活課長 田 渕 耕 一 君
福 祉 課 長 櫻 井 優 一 君	農林水産課長 福 田 貴 司 君
商工観光課長 園 川 民 夫 君	建 設 課 長 長 崎 十三男 君
上下水道課長 杉 本 芳 郎 君	会計管理者兼 会 計 室 長 井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長 宮 石 幸 人 君	教 育 課 長 長 船 正 純 君
生涯学習課長 宮 下 祐 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩 間 睦 生 君 次長(課長補佐) 上 野 孝 司 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1. 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 美里町文化交流センター
- (3) 期 間 平成29年10月4日（水）
- (4) 派遣議員 議員全員

2. 議員研修

- (1) 目 的 地域活性化等に関する先進地の事例等について調査し本町の発展に資するため
- (2) 派遣場所 徳島県神山町、香川県土庄町、岡山県倉敷市
- (3) 期 間 平成29年10月11日（水）～13日（金）
- (4) 派遣議員 議員全員

3. 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館
- (3) 期 間 平成29年11月16日（木）
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員会委員

平成29年9月15日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

宮尾君から欠席届が出ております。

お手元に配付の議事日程に従って会議を進めてまいります。

-----○-----

- 第１ 認定第 １号 平成２８年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第２ 認定第 ２号 平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第３ 認定第 ３号 平成２８年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第４ 認定第 ４号 平成２８年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第５ 認定第 ５号 平成２８年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第６ 認定第 ６号 平成２８年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第７ 認定第 ７号 平成２８年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第８ 認定第 ８号 平成２８年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第９ 議案第２８号 平成２８年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（寺本修一君） 日程第１、認定第１号「平成２８年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第９、議案第２８号「平成２８年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

質疑は、３人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日、9月4日に当委員会に付託されました認定第1号、平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月4日、6日及び7日に審査を行いました。

審査にあたりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき、執行部からの説明を受け、予算が適切かつ効率的に執行されたか、それによってどのように行政効果が発揮できたかなど、慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告します。

まず、平成28年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は105億879万4,164円で、前年度決算と比較すると1億8,441万2,164円の減となっております。

一方、歳出決算総額は100億257万529円で、前年度比1億5,582万8,122円の減となっております。決算額が減となった主な要因として、歳入については、地方交付税算定経費の見直しや特別交付税の減少によるものです。歳出については、公債費・普通建設事業費・積立金の減によるものです。

財政指標については、決算剰余金の減少による実質収支比率が1.7ポイント低下し、経済収支比率は交付税の大幅な減少により、前年度比4.3ポイント上がり、93.7%となりました。実質公債費比率は、昨年と同じ4.3%でした。将来負担費率は、平成26年度から3年連続で将来負担額がマイナスとなり、数値表記なしとなっており、総合的に判断すると、健全財政が保たれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、企画財政課について申し上げます。企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進、国際化・国際交流の推進、人材育成、地域・民間団体の支援、公共交通機関の維持等、各種事業が実施されております。

地方創生に関する事業として、光情報通信基盤整備事業が開始され、平成31年度の町内全域での光サービスの供用開始に向けた整備が行われています。また、芦北高校総合支援事業が創設され、経済的負担の軽減や学習環境の向上を図るための事業が行われ、生徒確保への環境づくりが進められました。ふるさと応援寄附金事業では、返礼品の充実に取り組み、総額8,072万3,000円の寄附金がありました。

国際化・国際交流事業では、英国派遣事業が継続して行われ、平成28年度は8名の中高生が派遣されました。また、チア・キムター駐日カンボジア王国大使を招へいし、町民との交流が行われました。

公共交通機関の維持・確保においては、地方バス運行対策事業、ふれあいツクールバス運行事業、高速交通対策事業等が行われ、生活路線を確保するため、事業者

に補助金の交付が行われているほか、ふれあいツクールバス運行事業において、7路線の運行を行い、利用者の利便性の向上と利用促進が図られました。

主な質疑として、ふるさと応援寄附金の返礼品の取扱業者数及び取扱品目についての質疑があり、19事業者、約130品目であるとの答弁がありました。

また、国際交流事業として、英国派遣を行っているが、どのような経緯で英国に派遣しているのかと質疑があり、芦北町の国際化・国際交流に関する答申書などに基づき、英国派遣を行っているとの答弁がありました。

また、今後の財政運営の見通しについての質疑があり、交付税算定替えの段階的縮減で、交付税が縮減傾向にあるが、まちづくり振興基金を活用し、住民サービスを急激に低下させないように、対策を講じる考えであるとの答弁がありました。

次に、税務課について申し上げます。税務課では、町税の課税・徴収並びに地籍調査終了後の修正業務等が行われました。歳出については、全体で予算額1億4,282万6,000円に対し、決算額1億3,820万4,489円となり、執行率96.8%でした。賦課業務において、固定資産税の家屋課税分について、土地家屋全棟調査による評価分が平成28年度から反映されました。また、土地評価業務においては、平成30年度から評価替えに向けての土地評価業務委託が行われました。

町税の収納状況は、現年分調定額1億1,578万1,272円に対し、収入額1億412万1,926円で、収納率99.28%でした。また、滞納繰越分は、調定額7,444万1,008円に対し、収入額1,971万7,849円で、収納率26.49%で、現年度分・滞納繰越分を合計した収納率は、平成26年度から年々向上し、平成28年度は96.07%となり、県との共同催告や厳正な滞納処分など、徴収努力の成果が見られました。また、各種研修会に職員を参加させるなど、職員のスキルアップが図られているほか、中学生への租税教室を開催し、租税教育の啓発も行われました。

主な質疑として、法人町民税が減額になったが、主な理由は何かとの質疑があり、主要企業の業績不振によるものとの答弁がありました。

次に、議会事務局について申し上げます。議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんど経常的な経費となっております。議会費の決算額は1億1,948万3,854円で、執行率97.7%、監査委員費の決算額は112万4,332円となり、執行率は86.6%でした。

主な質疑として、監査委員費が少なくなった理由は何かとの質疑に対し、保育所の民間委託により、監査対象施設が減ったためとの答弁がありました。

次に、田浦基幹支所について申し上げます。田浦基幹支所では、出納・税務関係、

住民異動、福祉・保険年金関係の各種届の受付及び各種証明書の交付事務、環境衛生等の相談・連絡などの窓口業務及び庁舎・公用車の維持管理業務が行われ、住民の安全・安心な生活の確保や、利便性の向上が図られております。

主な事業として、屋上外壁防水改修工事のほか、熊本地震に伴う庁舎施設修繕などが行われました。

主な質疑として、窓口の利用状況はどうかとの質疑に対し、平成28年度に取り扱った事務処理件数は、戸籍等が5,576件、会計事務が7,022件、その他5,970件の1万8,568件であったとの答弁がありました。また、需用費の不用額が減っているので、実績を踏まえた予算計上の成果であろうとの意見がありました。

次に、総務課について申し上げます。総務課では、消防・防災対策、交通安全対策、防犯対策、男女共同参画の推進、職員の人材育成、区長会運営、入札・契約業務、庁舎維持管理、財産管理、選挙事務、文書法規事務及び町の情報発信に係る各種事業が行われております。

決算額は、予算額13億9,018万4,000円に対し、13億2,517万5,372円となり、執行率は95.3%でした。

主な事業として、消防・防災対策事業では、消防ポンプ格納庫1棟を新築したほか、積載車1台、小型動力ポンプ2台が購入されました。また、29地区に防犯灯105基の設置補助を行い、防犯カメラが佐敷駅などに4基設置されました。

広報事業においては、広報あしきたやまちだよりを毎月発行し、行政情報や町内ニュース等の周知が図られ、ホームページでは各種施策への取組やイベントなどの情報の提供等が行われました。また、移住・定住を促進するためPR動画も町内外に広く紹介されました。

財産管理事業においては、小田浦地区に整備した洲崎分譲地の販売が開始され、4区画が売却されました。基金管理事業においては、国債の売却により得た1億1,060万6,177円の売却益を、九州新幹線漏水対策等被害対策基金とまちづくり復興基金の2基金へ積立し、適正かつ有利な運用が行われております。

主な質疑として、町内施設の無料招待券の配布が行われているが、利用状況はどうかの質疑があり、配布数の10%前後の利用があっているとの答弁がありました。

委員から、消防団の功労金は支給要件などがあるのかとの質疑があり、団員歴が20年以上、出勤率70%以上の成績が良好である等の要件があり、分団長からの推薦を受け、消防本部で査定後、支給が決定されるとの答弁がありました。また、防災における備蓄はあるのかとの質疑があり、アルファ米、水、毛布、マット、パーティションなどを5箇所の避難所に備蓄しているとの答弁がありました。

次に、会計室について申し上げます。会計室においては、公金の収納・支出、資産の管理運用、決算書の作成、庁舎用物品の収納及び保管に係る事務等が行われております。歳出における会計管理費の決算額は１５８万３，０１５円で、執行率は８３．４％で、主な支出は印刷製本費でした。歳出における利子の決算額は、借入を行わず健全な運営を行ったのでゼロであったとの説明がありました。

主な質疑として、収入印紙等購入基金の手数料はどのくらいあるのかとの質疑に対し、購入額で変わるが、収入印紙については２０万円以下を購入したときが一番割合が大きく、購入額の１０％に消費税を加えた額が手数料となり、熊本県証紙においては、一律購入額の３．２４％であるとの答弁がありました。また、印刷製本費の内訳についての質疑があり、決算書１４０冊ほか、納付書綴り、バッチ表、口座振替依頼書などであるとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第１号、平成２８年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査した結果、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました、認定第１号、平成２８年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第４号、平成２８年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてほか、二つの特別会計の決算認定についてと、議案第２８号、平成２８年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、現地調査を含めて、９月４日と７日及び８日に審査を行いました。

審査にあたりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、建設課所管分について申し上げます。まず、交通・情報通信ネットワークの整備では、社会資本整備総合交付金を活用した町道射場芦北線の道路改良事業をはじめ、道路改良工事や道路局部改良工事が実施されており、道路維持管理事業では交通安全施設設置工事のほか、道路維持修繕工事や側溝整備工事、舗装工事が実施され、併せて交付金事業により路面性状調査が５１路線で実施されています。

次に、橋梁維持事業では、５３橋の点検が行われており、県道改良共同事業についても負担金を支出し、地域道路網の整備に積極的に取り組まれています。

次に、安全・安心なまちづくりでは、排水対策事業として計石地区排水対策工事など4件、河川改修事業11河川が施工され、自然災害防止事業では災害防除転石調査などが実施されています。また、公共土木災害復旧事業では、熊本地震による道路災害及び7月の梅雨前線豪雨による河川災害に対し21件の復旧工事が施工されています。

小災害復旧事業では、6件の復旧事業に対し補助金が支出されています。そのほか県が事業主体となり実施した急傾斜地崩壊対策事業、港湾維持管理事業に対し負担金が支出されています。併せて、住民が実施する地区内排水路事業に対し補助金を支出するなど、住環境の整備が実施されています。

次に、住宅等の整備については、町営住宅入居者の快適な暮らしを保つため、一般修繕や定期的な改修事業を行い、住環境の向上と安全性の確保が図られています。

主な質疑を申し上げますと、道路の路面性状調査とはどのような調査をしたのかとの質疑に対し、路面のわだち掘れやひび割れなどの状況調査を行っており、調査結果をもとに、今後、舗装計画を策定するとの答弁がありました。

また、湯南団地は、外壁塗装など毎年経費がかかっているが、定期的な維持管理計画が組まれているのかとの質疑に対し、長寿命化計画に基づいて交付金等を活用しながら改修を行っているとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管分について申し上げます。まず、一般会計の浄化槽設置費助成事業では、45基の浄化槽設置に対し補助金が支出されています。

また、飲料水供給施設整備事業では、三つの水道組合に補助金が交付され、衛生的な飲料水の確保が図られています。

主な質疑を申し上げますと、飲料水供給施設支援事業を実施した各組合の世帯数と受益者数はとの質疑に対し、告水道組合は14世帯33人、漆川内水道組合は16世帯50人、百木中水道組合は8世帯17人との答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。本会計では、適切な施設管理と農業集落排水施設への接続促進に努められ、新規接続が6件あり、水洗化率は80.8%、前年度比0.8ポイント向上しています。

主な質疑を申し上げますと、公課費不用額の消費税支払減の理由は何かとの質疑に対し、消費税率改正に伴う特定収入分の計算方法の更正によるものと答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理を行っており、適正な管理に努められ、点検回数を見直すなど、経費削減が図られています。

主な質疑を申し上げますと、委託料の不用額について保守点検の回数を減らした

とあるが何かとの質疑に対し、通常2か月に1回の点検を、水質検査の透視度検査に異常がない浄化槽については、3か月に1回の点検としているとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。平成28年度は、水道事業統合後初めての決算となっており、収益的収支及び資本的収支の説明がありました。

主な事業として、老朽化した水道管布設替や花岡浄水場取水ポンプ更新工事設計業務委託などが行われています。

なお、今年度の未処分利益剰余金9,561万6,406円のうち、4,500万円を建設改良積立金に積み立て、残余5,061万6,406円を翌年度に繰り越すこととしています。

主な質疑を申し上げますと、平成28年度の有収率が79.5%であるが、上下水道課の目標は何%かとの質疑に対し、国の示す目標有収率85%を目指しているとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について申し上げます。まず、新たな商品開発事業では、国の地方創生加速化交付金を活用し、「岬の御塩」を使った無添加のベーコンやソーセージなどの加工肉食品や、ヨーグルト、スパイスなどの開発のほか、特産品開発に取り組まれており、さまざまな商品の開発・販売されています。

また、プレミアム商品券発行等の商工業振興支援事業補助、創業等店舗整備支援事業補助4件、特産品開発支援事業補助2件、設備投資資金利子補給事業4件、中小企業信用保証料助成事業などが実施され、商工業の振興が図られています。

次に、企業誘致対策事業では、御立岬残土処理場のメガソーラーが発電を開始したほか、労政対策事業では、水俣及び八代発行のハローワーク求人情報紙を役場に配置するとともに、町ホームページでも掲載され、求人情報の発信に努められています。

次に、観光振興対策事業では、各種イベントを催しながら、観光うたせ船利用促進事業をはじめ、町観光協会補助金や各種イベント実行委員会補助などの観光振興支援・助成事業が多角的に実施されていますが、熊本地震によりビーチサッカーフェスティバルとビーチバレー in くまもとが開催中止となるなど、地震の影響か、総入り込み客数は前年度比35.9%の減となっています。

そのほか芦北海浜総合公園及び御立岬公園・物産館管理運営事業では、施設の適正管理に努められ、季節ごとのキャンペーンを実施するなど、集客が図られています。

主な質疑を申し上げますと、商工会が実施しているプレミアム付商品券の購入の仕方はとの質疑に対し、申込書に住所、氏名、購入枚数を記入し、販売所で購入す

ることとなっているとの答弁がありました。

また、湯浦川河川緑地公園近くの湯浦温泉の広告塔が撤去されたが、再建の計画はないのかとの質疑に対し、昨年の台風で鉄板が剥がれたりしたため、危険であり撤去した。再建の計画は今のところ考えていないとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。各温泉施設では給油タンク及び配管の洗浄など、利用者の入浴環境改善と利便性の向上に努められていますが、温泉施設の利用者数は前年度比4.0%減の27万5,200人となっています。

主な質疑を申し上げますと、大野温泉センターの指定管理者への委託料はいくらかとの質疑に対し、年間2,312万9,000円との答弁がありました。

次に、農業委員会事務局所管分について申し上げます。まず、耕作放棄地対策では、これまで行ってきた調査を基に、耕作放棄地解消事業の説明、優良農地の情報提供、非農地判断等を実施し、耕作放棄地の解消・抑制が図られています。

次に、農地の利用促進として、農地利用最適化実践チームの設置、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業を活用し、農業法人や認定農業者等への農地集積・集約化が図られています。また、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う新体制への円滑な移行に向け、研修会や説明会等も実施されています。

主な質疑を申し上げますと、特定農地貸付事業では、住民にPRしているのかとの質疑に対し、まちだより等で広報しているが、年々利用者は減少しているため、現在の利用者に対しても、広く特定農地の利用の呼びかけをお願いしているところであるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管分について申し上げます。まず、農業の振興では、中山間地域における新たな営農モデル構築、担い手確保、雇用創出などを目的としたJAあしきた農業参入支援事業に対する助成により、観光いちご農園の整備が行われています。

また、農用地等の整備に向け、芦北宮浦地区、湯治地区の農地整備工事着手に向け、地元調整及び寺川内地区の農道改良が実施されています。なお、昨年6月の梅雨前線豪雨、10月の集中豪雨による被災した農地及び農業施設の復旧に対し支援を行い、早期の経営再建が図られています。

そのほか、米の生産調整、経営所得安定対策交付金、芦北産素牛や繁殖牛購入費の助成、中山間地域等直接支払交付金事業、青年就農給付金、有害鳥獣被害防止等対策事業など、引き続き多岐にわたり事業が行われており、本町の基幹産業である農業の振興が図られています。

次に、林業の振興では、町有林維持管理事業のほか、間伐材生産経費の一部を助成し、優良な間伐材の流通促進と価格安定が図られています。また、林業及び木材

産業の活性化と定住促進を目的に、町産材を使用した木造住宅建設では、新築１０件、増築１件、改築３件に対し補助金が交付されています。

林道維持管理事業では、林道岩屋川内線外１２路線の修繕等が実施されています。そのほか単町林道舗装事業では、城平線外１３路線の整備に補助を行い、コンクリート舗装が実施され、作業道機能の充実と車両通行の安全確保が図られています。

次に、漁業の振興では、漁獲量の減少を改善するために、ヒラメ、ガザミ、マダイ、クルマエビの放流事業が継続して実施されています。また、芦北町漁協では、マガキの養殖試験や販売事業にも取り組まれており、稚貝購入に対し補助が行われています。そのほか町内中学生に対し、地域漁業への理解を深めるため、うたせ漁や魚捌きの体験学習が行われています。

漁港整備事業では、田浦及び大矢漁港の補修や保全工事など、漁港の安全と機能回復が図られています。

主な質疑を申し上げますと、果実鮮度保持機能を有する資材Ｐプラスのソフトとハードの違いは何か。また、それぞれの補助率はどうなっているかとの質疑に対し、Ｐプラスはフィルムの厚みでソフトとハードに区別されており、補助率は同じ５０％の補助との答弁がありました。

また、「えび庵」が大変にぎわっているが、周辺の民有地の除草はどのように行っているのかとの質疑に対し、周辺の土地所有者に承諾を得て行っているとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第１号、平成２８年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第４号、平成２８年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてほか二つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第２８号、平成２８年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日、９月４日に当委員会に委託されました認定第１号、平成２８年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第２号、平成２８年度芦北町国民健康

保険事業特別会計歳入歳出決算の認定ほか3件の特別会計の決算の認定について、9月4日、6日及び8日に審査を行いました。

審査にあたりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、生涯学習課では、芦北町教育立町の理念「温故創新」のもと、スポーツの振興、生涯学習の充実、青少年の健全育成、文化の振興などに取り組み、郷土の未来を育む人づくりが図られております。

主な事業として、スポーツの振興では、体育協会や総合型地域スポーツクラブであるJKAトレジャークラブなどの活動を支援するとともに、九州大会以上の競技会出場者への補助などにより競技力向上が図られております。

また、第2回藤井瑞希杯小学生バトミントン大会では、熊本地震復興支援大会として位置づけて開催され、子どもたちの夢を育むと共に、大会参加費の一部と会場内での募金を被災者へ義援金として贈られております。

生涯学習の充実では、町民講座等の開催で、参加者の自己研鑽、生きがいづくりを推進されるとともに、芦北町音楽祭、演奏家派遣事業が開催され、多くの方々が素晴らしい感動を体験されました。

次に、青少年の健全育成については、子ども体験学習の開催で豊かな感情を育むと共に、放課後子ども教室事業などの展開で地域住民の参画支援を受けながら子どもたちの安全安心な居場所づくりと世代を超えた交流による健全育成が図られております。

文化の振興では、文化活動で九州大会以上の出場者に対し、さらなる活躍につなげるため、参加費の補助などにより意欲の向上を図るとともに、観月会開催事業により伝統文化に直に触れる機会がつくられております。

また、地域の歴史や文化財を身近に感じてもらうため、町民歴史講座が4回開催され、延べ99人の参加がっております。

文化財調査・維持管理事業では、平成27年6月の長雨で崩落した佐敷城跡西側斜面について、史跡景観に配慮した工法による災害復旧工事が行われました。

新芦北町誌編さん事業については、準備委員会において基本方針を基に、先進事例の研修を踏まえ、次年度からの町誌編さんの実施方法等具体的な検討が進められております。

星野富弘美術館では、来館者に命の大切さや、優しい心を感じてもらうため、企画展や詩画作品公募展が開催されました。また、開館10周年事業として、記念講演会と合唱コンサートが開催され、芸術・文化事業の事業の充実が図られておりま

す。

主な質疑として、ボルダリング利用について、現在どのような仕組みになっているのかとの質疑に対し、本年度はボルダリング教室等を行い、監視等の安全確保により、1年間は無料で使用できることになっているとの答弁がありました。

また、文化振興補助金について、どのような大会に出場しているのかとの質疑に対し、全日本高等学校吹奏楽大会、日本ダンス大会、日本学校農業クラブ全国大会、九州合唱コンクール等に出場したとの答弁がありました。

次に、住民生活課に係る決算について報告いたします。一般会計と国民健康保険事業特別会計ほか2件の特別会計を併せて報告いたします。

まず、健康づくりの推進では、「あしたのためにきたえよう健康力！」をスローガンに、各家庭・個人の主体的取組と、地域・団体等の連携や協働の二本柱を基本理念とした取組がなされております。

健康づくりの拠点施設となる保健センターでは、母子保健、歯科保健、各種予防接種、健康づくり啓発事業など、健康づくりを推進するため、各種保健事業が実施されております。その中で、母子保健事業では、新たに特定不妊治療費助成事業を開始し、治療に係る費用の経済的負担の軽減が図られております。

また、歯科保健事業では、歯科医師会や小中学校の協力のもとに、フッ化物塗布事業を継続し、その結果、虫歯のある子どもたちの割合が低下し、徐々にその効果が現れております。

検診事業では、町内医療機関との間で連絡票により、健診結果などについての情報共有を図り、医療機関と連携しながら、生活習慣病の重症化予防への取組がなされております。

環境対策事業では、防疫対策、ごみ処理対策、不法投棄対策、地球温暖化対策、水俣病対策などの取組がなされ、水俣病対策の新規事業では、水俣病公式確認60年を迎えた取組として、女島活力推進センターを拠点に、もやい祭り等、さまざまな事業が開催されております。

ごみ処理対策事業では、熊本地震による被災住宅4件の公費解体及び災害廃棄物約469tが処理されています。

戸籍住民基本台帳業務では、個人番号制度に基づき、個人番号通知カード再交付受付及び個人番号カードの交付事務が行われています。

主な質疑として、不法投棄に対する対応はどうしているのかとの質問に対して、苦情があったものは職員で対応している。看板設置や見回りを継続しながら、環境美化に対する意識の向上を目的に取り組んでいるとの答弁がありました。

また、子宮頸がん予防接種の実績がゼロであるが、副作用を懸念して希望者が少

ないのか、それとも勧めていないのかとの質疑にたいして、副反応で接種を控えるよう通知が来ているため、積極的に広報していない。希望者へはその旨説明しているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目的に人間ドックの助成を行うとともにパンフレットの配布などの啓発活動により、医療費の適正化に対する取組がなされております。

主な質疑として、財政調整交付金が減っている理由は何かとの質疑に対し、水俣病手帳を所持する患者数の減少により医療費も減少し、それに伴い特別調整交付金が減ったとの答弁がありました。

次に、直診勘定について、吉尾温泉診療所は派遣医師による週3日、火・水・木曜の診療体制が維持されています。平成28年度の外来患者数は、延べ1,652人で、27年度に比べて311人の減少となっています。

次に、介護保険事業特別会計について、平成28年度は新たな取組として、公民館などの通いの場において、介護予防事業が実施されております。事業では、保険給付や予防給付のほか、地域支援事業として、閉じこもり予防通所支援事業や食の自立支援事業、転倒骨折予防事業「たっしゅか会」が実施されています。また、地域包括支援センターとの連携により、要支援者の介護予防支援、総合相談、権利擁護、認知症総合支援などの各種事業が実施されています。

主な質疑として、介護保険料は9段階であるが、もっと段階を増やし、高所得者も所得に応じた負担をするよう見直す必要があるのではないかと質疑に対し、高齢者の所得の状況等を踏まえて、今後検討したいとの答弁がありました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が、被保険者認定、保険料率の決定、医療給付等の事業運営を行っており、町では、申請、相談業務及び保険料の徴収がなされています。

保健事業では、被保険者の疾病の予防及び早期発見、早期治療に資するため、後期高齢者健診を実施し、784人が受診されています。また、後期高齢者医療人間ドック健診補助も引き続き実施されており、受診者12人に対し、総額48万円の助成が行われています。

次に、教育課に係る決算について報告いたします。

学校教育では、全国学力状況調査に併せて、小学校4年・5年生及び中学校1年・2年生に対して芦北町独自で学力検査を実施するとともに、ICT機器を活用した学力充実研究指定校の指定や、英語検定、漢字検定受験料の助成により、子どもたちの学力の充実・向上が図られています。

また、特別支援教育支援員、不登校対策支援員の配置により、支援を必要とする

児童・生徒に対する指導の充実に取り組まれています。

また、熊本地震の影響による児童・生徒の心のケアについても、教育事務所と連携してサポートに努めています。

学校施設の改修といたしまして、田浦小学校教室床改修工事、大野小学校体育館屋根雨漏り修繕工事、湯浦中学校変圧器取替修繕工事など、児童・生徒の学校生活における安全対策や学習環境の整備がなされています。

学校給食では、安全・安心な給食を提供するため、近年増加傾向にある食物アレルギーに対応した給食の提供に取り組まれています。

主な質疑として、不登校対策のための支援員を3人配置したとあるが、不登校対策の具体的内容はどのようなものかとの質疑に対し、支援員は対象児童生徒宅を訪問して、登校への促し及び登校時の別室での対応等を行っている。また、なかなか登校できない児童・生徒に対して、参加体験型の取組への参加を通して、登校につなげるよう指導しているとの答弁がありました。

次に、奨学資金貸付事業特別会計では、高校生1人、大学生41人に対して、修学資金の貸付が行われており、町内学徒の人材育成の一助として、経済的理由により修学困難者への便宜が図られています。

主な質疑として、過年度分の未収金の徴収状況はどうなっているのかとの質疑に対し、平成28年度当初20名であったが、年度末には13名に減っており、未納額についても678万円から583万円に減っているとの答弁がありました。

次に、福祉課に係る決算について報告いたします。福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指して、各種事業が実施されています。

高齢者福祉事業では、住宅改造助成事業などの福祉サービスをはじめ、避難行動要支援者への支援がなされています。障害者福祉事業では、障がい者のニーズに配慮したさまざまな障害福祉サービスが提供され、日常生活及び社会生活が総合的に支援されています。

社会福祉事業では、安心した生活が送れるように、地域社会づくりを推進するため、第三次芦北町地域福祉計画が策定されています。

また、低所得者の負担緩和等を目的とした臨時福祉給付金を平成28年度では9,334人に対して1億3,713万6,000円が給付されています。

児童及び母子・父子福祉事業では、平成27年からの保育所完全民営化に伴い、各保育所と連携を密にしながら、園児の受入体制の確保をはじめとした、適切な保育サービスの提供と、子ども医療費無料化等、子どもの健全な育成と子育て支援に努められています。

主な質疑として、延長保育促進事業はどれくらいの利用者がいるのかとの質疑に対し、町内の七つの保育園全てが延長保育を実施しており、利用者の実数は209人で、年間延べ6,819人が利用しているとの答弁がありました。

また、障がい福祉フォーラムは、現在どのような事業を行っているのかとの質疑に対し、これまでパネルディスカッションや講演会、スポーツレクリエーション等を行っており、平成28年度はバリアフリーディスクゴルフ大会を開催したとの答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号、平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定ほか3件の特別会計の決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 1点だけ、文教厚生委員長のほうに質問いたします。

この28年度主要施策成果説明書の教育課分です、82ページの学校教育活動推進事業で、3行目から4行目に「児童生徒の人間性向上や学力向上、教職員の教育研究などの推進を図ることができました」ということであります。本定例会の初日に、本町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告がなされてですね、その一覧表を見ておりましたが、教育委員会の事業別の評価として、3事業において評価がAからBに下がっておるものですから、その点について委員会で審議がなされたのか、ちょっと触れたいと思いますが。

○議長（寺本修一君） 前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） ただいまの川尻議員の質問にお答えいたします。

ただいまの質問でありますけれども、委員会の中でもですね、同じような質問がありました。これにつきまして、実施した事業の現状を分析して、改善点や問題点がないかという観点から評価してあります。

英検受験支援事業と合格指導事業は関連しているとの認識から、英語検定の合格率が昨年より下がったことから、評価をAからBへ下げたということでした。来年度の報告では、A評価が得られるよう対策を講じていきたいという答弁でありました。

また、その対策でありますけれども、本年度、ALTの任期が終了することから、

今年度はALT派遣を専門とする民間会社からのALTを採用して、2学期から授業に入っているとのことでした。

そういうことから、英語教育についてはですね、平成32年度からの小学校の外国語教科化へ向けて特に力を入れていきたいとの答弁でありました。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩します。なお、11時10分から再開します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 先ほどの文教厚生常任委員長報告で、数字の訂正がありますのでお願いいたします。

4ページの直診勘定につきましてですけれども、6行目の平成28年度の外来患者数は延べ1,652人で、27年度と比べて、先ほど「31人の減少」と言いましたけれども、これは「311名」の間違いでございますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（寺本修一君） ただいま文教厚生常任委員長から訂正がありました。27年度と比べて「31人」のところが「311人」だそうでございます。訂正方、お願いします。

これから、日程第1、認定第1号から日程第9、議案第28号まで、順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号、平成28年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり

認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、平成28年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、平成28年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第８号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第９、議案第２８号、平成２８年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２８号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２８号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

-----○-----

第１０ 陳情第１号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

○議長（寺本修一君） 日程第１０、陳情第１号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について」を議題とします。

本案は、定例会初日に所管の常任委員会に付託しておりますので、委員長に審査の結果の報告を求めます。草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会に審査を付託されていまして陳情第１号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、審査結果を報告します。

この全国森林環境税の創設に関しましては、この陳情書を発行元である全国森林環境税創設促進議員連盟に本町議会は加入していませんが、町としては平成５年から同様の活動を市町村で推進する全国森林環境税創設推進連盟に加入していることから、担当部局の企画財政課に内容の説明を求め、審査を行いました。

陳情書にある全国森林環境税の創設は、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むため、恒久的・安定的な財源の確保を目的としています。森林資源が豊富で、森林環境保全に取り組んでいる本町にとりましても、非常に関連性の深い制度であり、一日も早い創設が望まれるものです。

よって、本件につきましては、議員から願意が妥当であるという意見があり、採択の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり決定しました。

—————○—————

第11 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第11「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生ずる場合は、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

—————○—————

第12 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第12から日程第15までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。なお、１１時２５分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１１時２２分

再開 午前１１時２５分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 会議を再開します。

ここで追加議事日程配付のため、しばらくお待ちください。

〔追加議事日程配付〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。ただいま本日の日程第１０、陳情第１号の採択に伴い、草野君ほか２人の発議第１号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、発議第１号を日程に追加し、追加日程第１号とし、議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第１ 発議第１号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)について

○議長（寺本修一君） 追加日程第１、発議第１号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)について」を議題とします。

本発議について、趣旨説明を求めます。草野君。

○７番（草野安道君） 発議第１号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)について」説明します。

我が国の地球温暖化対策については、２０２０年度及び２０２０年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林

吸収源対策の推進が不可欠となっています。

平成２９年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組の活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設」に関し、「平成３０年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く要望する意見書を提出するものです。

提案理由については、記載のとおりです。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから発議第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第１号は原案のとおり可決しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成２９年第４回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

—————○—————

閉会 午前１１時３１分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員